

第五回 参議院大藏委員会會議錄第七号

昭和二十四年三月三十一日(木曜日)
午前十時四十七分開会

委員の異動

三月三十一日(木曜日)委員松嶋喜作君
辭任につき、その補欠として西川甚五
郎君を議長において選定した。

本日の會議に付した事件

○金資金特別会計法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國有鐵道事業特別会計法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○酒類配給公團法の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和二十四年の所得税の四月予定申
告書の提出及び第一期の納期の特例
に関する法律案(内閣提出、衆議院
送付)

○貿易資金特別会計法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)

○産業設備團の業務上の損失に対す
る政府補償等に関する法律案(内閣
提出、衆議院送付)

○委員長(櫻内辰郎君) これより委員
会を開会いたします。最初に金資金特
別会計法の一部を改正する法律案の御
審議を願います。

○小川友三君 金資金特別会計法の一
部を改正する法律案につきましては質
疑は相当進んでおりますが……

○中西功君 ちよつと。

○小川友三君 今中西先生から質疑の
申込が出ましたので討論の何の動議を
ちよつと延ばしまして、中西先生にと
うぞ。

○中西功君 昨日政府委員の方から二
十四年度においては金を増産するとい
うふうなことがあり、これに関連して
今度の金資金への繰入金が問題になつ
ておるわけでありまして、ところでその
増産します場合に國內消費の方はかな
り制限されておる、それを輸出の方に
廻すというふうな話であります、私
は、お聞きしたいのはそれを輸出に廻
した場合に、一体現実にはどのような方
面にどのようなして使われるのか、又
今後相当使われる可能性がどの程度あ
るのかという点が一つ。更にこれはも
つと大きな問題なんです、國內でそ
のように金を生産して相当の生産費が
嵩んでおりますが、それを國外に持つ
て行きますと、昨日の話では一トンが
三億二千六百万円、それがアメリカの
金に換算すると、百万ドルぐらいに
しかならないのです。私はお聞きした
いのは、そのような百万ドルという
のがこれは相当の、この爲替レートは
三千二百六十円、こういうふうなまあ
爲替レートになつておる。ところで國
内で使うために増産するといふのでし
たら話は分る。だけれどもこういう馬
鹿げた不生産的なものを、日本であ
わさういふ金を使つて費して造つて
輸出するよりも、むしろ輸入せんでも
いいように、この金を農地改良費な
り、或いは災害復旧費なり、そういう
ものに当然向けるべきだと思ふん
です。こんな馬鹿げたことはいない、おか
しいと思ふし、若し爲替レートが三百
三十円か、或いはその前後で設定され

たならば、こんな輸出なんぞは問題に
ならなくなる。若しそれを強行すると
すれば、今度は輸出のために非常な補
償金が必要ということになる。それで
私はこういうふうな政策が非常に馬鹿
らしいと思ふんです。私の計算が或い
は違つておるかも知れないが、そうい
うふうなところを専門家の人がおりま
したらもう少しお聞きしたいと思いま
す。大体質問の要点はそこなんです。

○政府委員(田口政五郎君) 今専門家
の人が来ますから、もう少しお待ち下
さい。

○委員長(櫻内辰郎君) それでは本案
に對します審議は説明員の方が見え
ましてからすることにいたします。

○委員長(櫻内辰郎君) この際國有鐵
道事業特別会計法の一部を改正する法
律案の御審議を願います。政府から委
員が見えてますから質問だけを願つ
ておきたいと思ひます。御質疑があ
りましたら……

○中西功君、委員長、済みませんが、
昨日説明は聞いたんですが、これは非
常にややこしい問題でここに専門家が
見えてるなら、もう少し詳しく説明
して頂きたいと思ひます。

○委員長(櫻内辰郎君) どういう点を
御質疑になつていますか。中西君、御
質疑は……全面的に説明を聞きます
か。

○中西功君 非常に技術的なことなん
ですが、問題が……全面的に要点
に従つて説明して頂きたいと思ひま
す。

○委員長(櫻内辰郎君) それでは政府
委員。

○政府委員(三木正君) 鐵道總局の總
務局長三木と申します。御説明いたし
ます。この法案の第三條第二項を改正
いたしますのは、減價償却引当金の外
にその他の引当金を設ける必要が生じ
たためにこういうものを書いたわけで
あります。第九條の第二項を改正いた
しますのは……

○中西功君 私の要求したのはそうい
う條文の説明ではなく、今までこうい
うふうなやつて来て、こういう不都合
が生じたために、こういうふうな直し
て貰いたい、こういうふうな説明を要
求しておるんで、そんなふうに讀んで
行くなら別に手数を煩わす必要はない
んです。

○政府委員(三木正君) 第三條は源價
償却引当金だけが法律に規定してある
のであります、その他に経理上引当
金をもつと作らなければならん場合を
生じますので、こういう改正をお願い
しておるわけでありまして。第九條は全
く技術的で引当金ができると、その
引当金に相当した勘定区分をしなけれ
ばならないので、それをお願いしてお
るのであります。それから第二十四條
の第一項を削除いたしますのは、從來御
承知の通り陸運監督費、私鉄なり、自
動車なりの監督をいたしますものが特
別会計で支弁されておつたわけであり
ます。それで本年度はその支弁の財源
を一般会計から繰入れておりますが、
会計法上はやはり鐵道特別会計の費目

として支出されておつたのであります
が、御承知の通り國有鐵道が公共企業
体になりますと、監督と運営とを截然
分けるということになつて、公共企業
体ができますときに分けなければよいとい
う考えがあるかも知れませんが、予算
は一年を通じて、殊に企業体の予算は
一年を通じてやらなければなりません
ので、二十四年度の予算から監督費を
特別会計から除きまして一般会計の方
にいたしたいために、この特別会計で
支弁することができなくなつておる
項目を削除いたしまして、國有鐵道
事業特別会計は事業運営に必要な予算
のみを計上するということにいたしました
ために、こういう改正をお願いして
おるわけでありまして。

○中西功君 今まではどのくらい
あつたんですか。

○政府委員(三木正君) 本年度予算約
十四億……それから附則に参りまし
て、國庫余剰金を繰替使用する暫定
の規定を設けましたのであります、
これは以前は國有鐵道事業特別会計、
一般会計とその資金の余剰があつた場
合には相互融通することになつておつ
たのであります、昭和二十二年
から実施されました特別会計法の改正に
おきまして、一般國庫の余剰金を鐵道
特別会計が、應急の場合において一時
繰替使用することができるといふ條文
が落ちたのであります。併し鐵道の資
金に余剰があるときには一般会計は、
勿論これは國庫金でありますから自由
に使用されておるのでございますが、

これは片手落ちな措置でもございますし、それから現実に予算で認められましてから一時借入金をやります場合にも、関係方面の許可その他に非常に日数を要しますので、非常に資金の逼迫を来したような場合には、成規の現在の法律の手続によつておりますと非常に日数を要しますので、若し國庫金に余裕がある場合にはこの條文によりまして、一時鐵道の會計で使用する事ができるようになつたらば非常に事業運営に好都合であるので、こういうことを御願ひしておる次第であります。

○中西功君 一般會計からの融通をするというわけですか。

○政府委員(三木正君) そうでございます。現在鐵道特別會計の事業資金に余裕のある場合には、勿論これは國庫金でございますから大蔵大臣が御使用になる分もあると思いますが、反対に私共の預託金が非常に枯れて来た場合に、國庫に余裕のある場合にそれを融通して頂くことができないのでございまして、それを是非できるようにして頂きたい。特に最近のように金詰りの場合には非常にそういう必要もありまして、更に又先程申しました通りそれを予算に認められまして一時借入金として、日銀から借入れる場合には非常に手数を要しますので、早急の場合に應じ難いこともあるのであります。更に又日銀から借入れますれば利子というやうな問題も起きて参りますので、我々の方の金を使われる場合にも今のところ利子はございせんが、國庫金から利子を附けないで借して貰えるように、こういうことにいたしたいのであります。

○中西功君 独立採算制ということ、私は賛成しやないのですが、それとの関係はどうなるのですか。

○政府委員(三木正君) これは別にございせん。資金の面の話でございまして、以前からもこれはずつと行われておつたのでありますが、ところが會計法を改正いたします際に、どういふ關係かこれが落ちておるので、非常に不便であるし、我々としてはただ手落ちだと思つてやつて頂きたい、これが五月一杯になつておりますのは、別に變りがないのでございまして、特別會計が一應五月一杯でなくなるになつておりますから、それで五月までが切つてあるのでございまして。

○木村福八郎君 それに関連しましてこれは、建設勘定のみにつてのことですか。

○政府委員(三木正君) 建設勘定でもなんでもすべてを通じて資金の面でございまして。

○木村福八郎君 それでは今度の予算編成に當りまして、例の司令部の方から内示がありました建設資金、この点は鐵道ばかりでなく通信の方も関連があります、日本銀行から借入れるとか或いは公債発行、これは認められないことになつてゐるようですが、伝えられるところによれば貿易資金特別會計に生じた黒字を以て特別會計を設け、それを一般會計に繰入れて、そういう方から鐵道とか通信の建設的な工事に資金を融通すること。

「委員長退席、理事黒田英雄君委員長席に着く」
それに対応する立法技術なんですか。
○政府委員(三木正君) そうではございせん。それとは全然違ひまして資金が一時枯渇しました場合に國庫金に余裕があると、予算は私共の方はございまして現金がない、当然収入するべき現金が未拂で入つて来なかつたり、いろいろな關係上資金の出入りに波があつたりした場合に、会社でいへば一時借金をしたり約手を発行したりしなければならぬが、我々の關係ではそういうことができませんのでございまして。一般國庫金に余裕がある場合には國庫金から一時融通支拂をする。勿論予算の限度で抑えられることは事実であります。ただこれは現金の問題でございまして。

○木村福八郎君 ほんの金繰りの問題です。

○政府委員(三木正君) そうでございまして。

○木村福八郎君 そういう實際問題として一般會計に余裕がありますか。

○政府委員(三木正君) ない場合は勿論できません。ある場合に大蔵大臣の御承認があつてその場合しかできませんが、常にできるというわけではございません。これがございせん、余資金がありまして、私共の予算がございまして、ただ一時現金の都合で拂えない場合がある。こういうためにお願いしておるわけです。

○中西功君 ちよつとついでに今木村さんが言つた問題ですが、今度の國庫の建設資金問題については、予算の編成の過程でいろいろ問題があつたと思ふのですが、そういうふうな新しい問題はこれの中には全然含まれていないのですか。

○中西功君 ついでにあなた知つておる範圍で建設資金の問題を……

○政府委員(三木正君) 若し今のようなお話になれば、それは財源をどこに求めるかという問題だと思ひます。

○中西功君 財源を求めるといふだけでなく、會計を組替へようとしておるのじやないですか。

○政府委員(三木正君) 私共大蔵省でどうお考えになつておられるか存じませんが、我々鐵道といたしましては、指定された財源から財源を得まして、予算で認められた方法によつてそれを支出する、そういう点は大蔵省の方も見えましたから、そちらのほうから聞いて頂きたいと思ひます。これには關係はございせん。

附則の第三條は、貯藏品の評價替に關する規定でございまして、これは前に御説明したと思ひますが、最近のうちに物價が上ります場合に、若し買つた値段でこれを使つておりますと、鐵道のような仕事は必ず一定の物を持ち毎年一定の物を使つて行かなければならぬので、それを在來のうちに、次に買うときには高くなつて買えないものを公債その他で補給しますことは、鐵道の財源を健全にするゆゑんでない、だから物價の公債の改訂がありまして、手持の品物を全部その新しい値段に直しまして、それによつて予算を使つて行く。そうしませんが、安い値段でやつておりますと、名目上の予算よりは實質上に沢山の仕事をやる代りに、明るる年において次のものを買ふための資金の補充をしなればならぬ、それは健全でないから、公債の改訂があればその新しい公債

によつて物を使つて行つて予算を使用して行く。これまで五円で買つておつたのが今度公債が十円になつたら、十円にして決算をして行く。そうすると運輸資金と申します勘定が自動的にそれだけ次のものを買ふ資金が得られる。かようにしますために作つた條文でございまして。

それから附則の第四條は、陸運監督費等に関する規定を書いてあるものであります。第二十四條の第一項を削除しまして、それに伴ひまして二十三年度の歳出予算が、歳出になつたものはよろしうございまして、歳出にならなかつたもの、その予算一定のものは繰越を認められておりますので、その繰越を認める、或は繰越を認められない資金の余つた場合は一般會計にお返しするといふために設けてあるものであります。先程申しました通り、六月からコーポレーションになりますので、一般會計と、監督行政の内容と運輸の面を分けますために、これだけ鐵道特別會計に所屬しておりましたこの監督行政分のもの、跡始末をここで規定したわけでありまして。

それから附則の第五條は、昨日も御説明したと思ひますが、五月二十一日に終るであろうこの會計の最終決算においては、約七十六億円の欠損の予定額を見るだらうと思ふのであります。これをどういふ經濟の変動期でもありますし、一應こういう勘定を設けて欠損の処理をしておきたいという、最終の結論はどうなりましたか分りませんが、とにかく五月三十一日にこの會計がなくなりまして、次の公共企業に移り得る態勢を整えますために、こういう勘定を設けておきたい。

こういうために規定してあるのではありません。それから附則第一條は、これらの諸規定のそれらの適用の費用を明らかにしたものでありまして、各條文に、二條及び五條はつきりした適用の何が書いてありますからこれは除きまして、その他の規定については二十四年度から、但し第二十四條の貯蔵品の評價替のことにつきましては、これは本年度から、昨年の七月に價格の改定がございましたから、これは適用して貰いたい、こういうことを規定したわけでございます。

○中西功君 現在相当多額の欠損金を有しておるのではありませんが、この欠損金というのはどんな性質のものですか。

○政府委員(三木正吉) 昭和二十二年におきまして、運賃の値上げがいろいろな事情で抑止されて赤字を生じたのでありますが、その一部は繰入金によつて一般會計から繰入れられたのでありますが、その繰入の法律が出来ます前に生じておつた赤字を、借入金によつて賄つておつたのです。その額が七十六億に當るのです。

○中西功君 それから二十二年度も二十三年度も繰入れたわけですが、二十二年度の追加予算のときであつたと思ひますが、この繰入は普通一般の繰入とは違つた條件でつておると思ふのですが、その繰入はその後どうなつておるか。確かあのときには單なる一般會計からの繰入でなくして、或る時期にというような何か條件がついておつたと記憶しております。その点はどうかつておりますか。

○政府委員(佐藤一朗君) 法律の條文を私は自分で見ておりませんが、確か

あると思ひます。後日ということになつておりますが、これは外にもいろいろ例がありますが、おのづかの場合に應じて決めてあるわけですから、それをどうするかというところは、今後の日本の國有鐵道の經營と政府の財政というものと睨み合せて、今後決める問題でありまして、現在は何らまだはつきりした結論は出しておりません。現在の方針としてまだこれをどういうふうにするかというような点は、はつきりと決まつておりません。法文にございまして、後日ということになつておりますので、そういうことではありますから……

○政府委員(三木正吉) 以前に鐵道會計から臨時軍事費に繰入れた場合にも返すということになつておりました。が、その法律が廢止されるときに法的処置によつてその結果がついたものであります。が、今度もこの繰入は後日法律によつて決めて頂かなければならぬだろうと、こういうふうに思ひます。

○中西功君 七十六億の借入金としての赤字があつたということなんです。これはすでにあの當時二十二年年度のときに分つておつたものですか、それともその後こういうふうな會計をした結果が、七十六億という欠損金になつておるのですか、どちらですか。

○政府委員(三木正吉) 當時の會計を予定して特別の借入金を認められたものであります。

○中西功君 それは誰が認めたのですか、どういふ法規に基いて……

○政府委員(三木正吉) 單独の法律で認められたわけでありまして、赤字借入は……

○中西功君 ここに本案について、運輸側が「貯蔵品の價格を改定し、これに因り回収する資金をもつて、貯蔵品」ということがありますが、物價改訂をするのかということですが、②を上げてそしてその利鞘を運輸資金に使うかということをお聞きします。それでなければ貯蔵品の價格を改定するといふのはどういふ意味合でありますか。

○政府委員(佐藤一朗君) 只今の問題は、この條文説明をお読みになると分ります。價格が改定になると、貯蔵品の勘定としては高く新らしき物は買つて賄ふなければならぬ。ところが買拂う物は從來の安い價格を以て賣拂つて行くということになります。貯蔵品勘定が段々細つて行く、そこで賣拂う場合においても今後新しく高くなつた價格で賣拂うという措置を講じたい、こういうことであります。

○中西功君 今までやつていなかったのですか。

○政府委員(佐藤一朗君) 從來も必要に應じてやつております。ですからこれで利鞘を稼ぐというような思想ではございません。

○波多野君 ちよつとその点に關連して、賣拂うというのは工事請負人などに拂うというのですか。

○政府委員(佐藤一朗君) 御承知のようにならぬ。勘定は中間勘定でございまして、これから又鐵道の中の損益の勘定でございまして建設勘定別に勘定が分れておりました。そこらへ賣ることになつております。

○小川友三君 帳簿上の價格ではないのですか。

○政府委員(佐藤一朗君) そういふことですね。

○木村福八郎君 そうしますと全体として鐵道の予算はこれで膨らむわけですか。

○政府委員(佐藤一朗君) それは受ける方が高く買うように組んでございまして、ですからどうしてもその範圍においては膨らんでおるわけでありまして、小川友三君 本案につきましての予備審査はこれを一時打切つて頂きたいと思ひます。皆様にお諮りいたします。

○委員(櫻内辰郎君) 御異議ありませんか……。それではさういふふうにいたします。

○委員(櫻内辰郎君) 金資金特別會計法の一部を改正する法律案の審議に入ります。

○小川友三君 本案につきましてはすでに質疑は十分に近い程度にされたことと思ひますので、この際質疑を打ち切つて、討論に入りますことをお諮り申し上げます。

○委員(櫻内辰郎君) 小川君の御発言に対して御異議はございませんか。

○委員(櫻内辰郎君) 御異議ないものと認めて討論に入ります。

○小川友三君 政府の原案に對しまして

て私は修正意見を持つております。歴代の政府は、終戦後金生産の能率を非常に低くやつておりますので、これに不満を持つものであります。一ドル二百九十円程度の爲替換算になります。この有利な金生産を、非常にスロー・モーションにしておるということは、國家再建の建前から、經濟九原則の実施の意味からして甚だ不満でありまして、政府はこの際終戦前の昭和十七年程度の、一年間に二十五トンの金の生産をするということに重点を置いて頂きたいといふことは、去年以來の本議員の提案であります。それで爲替レートの案が、併し金が沢山でなければ、二百九十円程度で爲替レートも確立する見通しがつかぬのでありまして、特に強力なる吉田内閣においてはこの点に重点的にやつて頂きたい。

又失業者が相當出でゐる。産金事業に何十萬の失業者を廻して失業救済をするという見地からしても、私は本案の金額が余りに僅少なので反對いたします。私は百億にこれを増大いたしまして大いに能率を上げる、百億あれば三十五トンの金が全部買えるのであります。その修正意見を出しまして本案に私は反對いたします。

○委員(櫻内辰郎君) 他に御発言はございませんか。それでは他に御発言もないようでありますから、採決に入ります。小川君の修正意見に賛成のお方の御手を願ひます。

す。

〔挙手者多数〕

○委員長(櫻内辰郎君) 多数と認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。尙本会議における委員長長の口頭報告は、委員長において本法案の内容、委員会における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認めます。それから委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

米倉龍也、木村福八郎、黒田英雄、油井賢太郎、伊藤保平、波多野鼎、小宮山常吉、木内四郎

○委員長(櫻内辰郎君) 御署名漏れはございませんか……なしと認めます。

○委員長(櫻内辰郎君) 次は酒類配給公團法の一部を改正する法律案の御審議を願います。御質疑がございましたら……

○伊藤保平君 酒類公團を廃止された後、納税上におきましても亦取引の円滑を期します上におきましても、中間の卸機構とか或いは荷受機関というものが必要だと思ひますが、この点につきまして政府はその必要をどの程度までお認めになつておられますか。又それが必要だといひまして、今後三月間に満足が得られるような、公團に代るそういう中間機関ができるお見込でございますか、先ずこの点をお伺いします。

○政府委員(田口政五郎君) お答えい

たします。公團廃止後納税並びに取引料を円滑にするために中間の荷受機関の必要はないが、若し必要があるとすれば三ヶ月間で完全な荷受機関ができる見通しはあるかというお尋ねであると思ひます。公團廃止後にこの公團が今まで酒類の配給並びに徴税上に大きな役割を盡しておりましたので、廃止後と雖も徴税という大きな問題と、又酒の円滑な配給という両面に亘りまする機能を円滑にするというために、是非中間のこれに代るべき機能を發揮するような強力な荷受機関が必要であるとは存じております。これに對しましては今後三ヶ月間の猶予期間を預いて、その間に大蔵省といたしましてはあらゆる方面からの協力を得まして、公團に代る機能を十分發揮し得るような立派な中間機関を作りたいと、目下研究中でございます。

○伊藤保平君 今まで政府は公團に對しまして全面的に指導しておられますし、又配給面におきましても計画を立てて、そして地域的偏在のないように、全國で公平にやつておられますことは事実であります。今後これを野放しにいたしますと、配給面におきまして地域的に非常に偏在する。例へば主産地と遠隔の地にある大消費地との間、その他府縣におきましてもそれ〴〵区々になると思ひますが、それらにつきましては相当強力なる何か計画を立て、又これを推進されるということにつきまして抱負を持つておられますか。

○説明員(山本菊一郎君) 只今の伊藤さんの御質問は、酒の配給公團が廃止になりました場合に、酒類の地域的偏在を来しまして、需給がうまく行か

いのではないかとという点であつたかと思ひます。その点は確かに酒の配給公團がございしますれば、公團が全部の酒類を一手に買受けるのでございしますから、それを計画的に配分するということとがでないわけではございません。ところがその公團がなくなりまして、運賃の卸賣機関ができた場合においては、一應酒類は自然の成り行きに委せるといふことに相成りますので、そういう計画的な操作といふことはいたしかねると思ひつてございします。但し労務配給等の配給酒類につきましては、これは物資需給調整法に基く酒類配給規則によりまして、依然として統制を継続いたしますので、切符制に基きまして或る程度その切符の還流に對する見合の酒の出荷を促進するという方法におきまして、需給の調整ができるのでございします。ただその半面、自由販賣の酒につきましては、一應公團がございしませんと計画的に需給の調整をやるといふことが困難になることは事実でございます。併しながら公團を廃止して、そういう自由な状態に委せるといふのは、本然の姿でもございしますし、又これは荷受機関の非常に強力なものがございますれば、そこに自然的な調節が行われまして、そしてそれと大なる弊害を起すようなことはないであろうと見通しておるような次第でございまして、要は強力な荷受機関をつくるという点に盡きるかと思ひつてございします。その点につきましては、只今伊藤委員の御指摘の通り非常に大きな問題でございしますので、又政府といたしましては、徴税の確保という見地からゆへがせにできない問題でもございしますので、只今各方面の御協力を得て

それを実現しよう、強力な荷受機関をつくらうというふうに努力いたしておるような次第でございします。只今政務次官からお答え申上げましたように、どうしてもこの点につきましては業界の協力といふことが必要でございまして、幸いにして各生産者、販賣業者卸賣業者とも伊藤委員御承知の通りそういう機運に向つておりますので、この機運を適當に助長いたしまして、そして荷受機関の確固たるものをつくることに今後とも万全の力をいたしたい、こう存じておるような次第でございします。

○伊藤保平君 只今のお話で今後自由販賣に大部分移すといふことでありましたが、それいたしましたと現在までおやりになつておりました家庭配給については、これはどういふ考を持つておられますか。併せまして労務配給、特配が今まであつたと思ひつておりますが、その家庭配給、労務配給、これは両方ともやめられるのでありますか、或いは両方とも残されるのでありますか。この点明確に伺いたいと思ひます。

○説明員(山本菊一郎君) 只今のお尋ねの家庭配給でございしますが、家庭配給は今後はやめる方針でございします。又家庭配給をいたしますといひますれば、公團のような強力な中間機関がございしませんとなか〴〵困難であろうといふふうに考へております。労務の配給でございしますが、この方は鉾山、工業用はもとよりのこと、又農家のリソク物資関係の労務特配も勿論非常に大切なものでございまして、それが生産の復興に寄與するところも大きいと思ひます。これは継続いたしたい

と考えております。又市場用の一部も継続いたさなければならぬと思つております。但しリンクの酒等については非難がございまして、余り派山割当てられて喜ばないといふふうな奇異な現象も一部に見受けられるようでございます。それから、今後はそういうことはいふに、適当に最高額を限定するといふふうな方法によりましてやつて参りたいと思つておりますので、全体の総量としては、昨年よりもむしろ多少減る程度にははしないか、こう存じております。

○伊藤保平君 この公團廃止は大体統制撤廃といふようなところから生れて來ていふところからありますが、現在の段階では原料の方面からいたしまして生産の統制といふことは、政府の方でやはりおやりになるようなお話であつたようでありまして、つきましては價格面の統制ですが、これはやはり従來通り統制をおやりになるのであります。又おやりになるといひましたならば、全國等價といふことは難しくなると思ひつておりますが、この地域別の價格をお認めになりますか。又それを加算するといふふうにいたしまして、もういふ方法でおやりになるおつもりでおられるか、その点も伺いたいと思ひます。

○説明員(山本菊一郎君) 只今の御質問は酒の公團を廃止し、自由な取引に委した場合に價格の統制をどうするかというお尋ねでございしますが、その点につきましては、私共といたしましては、一應の價格統制も廃止して見たらどうかといふことをスタートに考へて見たわけでございします。併しながら参

る心配もございませぬし、競争が激化いたしましたればそこに酒税の獲得が困難になるというふうな、いやな現象も起りかねないと思存します。このように酒の供給の総量が少く、且つ税金が高い時代においては、まだ一價格統制の廃止ということは困難ではないか、この判断いたしました。公定價格を存置するというふうに只今考えておるわけでございませぬ。向ういたしました場合に、只今は公團がございませぬし、その前は酒類販賣會社がございませぬし、價格運賃のプールをいたしておつたわけでございませぬ。それが今度公團が廃止になりますと、そういう操作がでなくなりますので、一本の酒でございませぬと、例えば東京のような、近所に酒の生産が少く非常に大きい消費があるというふうなところにおきましては、一本の價格ではなから酒が來ないではないかと、いふふうな心配もあるわけでございませぬ。それでそういう特殊な地域につきましては只今伊藤委員からもお触れになりましたように、昔の特定地加算という制度を復活いたしました。一定額つまり平均運賃よりも余計かかる運賃の部分のみにつきまして運賃の加算をやる、昔の言葉で申しますと特定地加算というものを復活するというふうな考えでいたしております。ただそういう制度を採りました場合に、その特定地加算のやり方を誤りますれば、これ亦変な結果が出かねないのございまして、特定地加算はよく研究をいたしてやらなければならぬというのを考えますと同時に、酒の需給の状況を時々見計らしまして、若しそれが工合が悪いような場合には、機動的にその特定地加算

の修正をいたしまして、酒の需給が円滑に行くように配慮して参らなくてはならないのではないかというふうに考へております。大体そのような線で只今研究しておる次第でございませぬ。

○伊藤保平君　そういたしますと、全國に酒が公平に行きまるといふためには、生産者に例へば出荷指令とか、又生産者に対する協同出荷機關を設けさすとか、いろいろ手があると思ひます。そのうち、そういう面におきましては何とか行政的の措置をお採りになるつもりでおりますのでございませぬ。

○説明員(山本菊一郎君)　只今の御質問は生産者に対しての出荷指令その他のことを探るかという御質問でございませぬが、出荷指令というものはやはり法規の根拠がなくてはできないわけでございませぬ。尤も臨時物資需給調整法、又酒税法という根拠の規定なきにしもあらずでございませぬけれども、ただ公團が荷受をいたしますならばともかくといたしまして、民營の機關である場合は、非常に高い酒に對してどの機關に強制的に出荷をしろというふうなことは、少くとも自由販賣の酒についてはやりにくいと思ひのでございませぬ。従いまして出荷指令ということは自由販賣酒についてはいたさないつもりでございませぬ。尤も勞務配給の酒、これは切符制によつて確保する必要がありますので、これについては臨時物資需給調整法に基いて止むを得ない場合には出荷の指令もいたしたい、こう思つております。

それから協同出荷機關というものでございませぬが、これは協同組合といたしまして、小規模の生産者が協同して出荷するということは法規的に許されることではございませぬので、そういうことは是非指導をいたしましてやつてもらいたいと思ひのでございませぬが、大規模の業者乃至は法人である業者が協同して、例へば組合を作つて協同出荷の計画を立てるといふふうなことは、獨禁法、事業者團體法の關係におきまして目下のところなから困難であると思ひのでございませぬ。従いまして協同出荷とか、出荷の自治的統制ということとは、そこにおのづから限度があるといふふうな御了承を願ひたいと思ひのでございませぬ。

○伊藤保平君　今は大体分つたのでございませぬが、この中間機關を設ける上におきまして、どうしても製販が一致して強力に協力したさなければならぬが円滑のことはできないと思ひます。只今のお話の中にも獨禁法、事業者團體法などがありまして相當の掣肘、拘束を受けております。そういうふうなことにつきまして場所によつては多少の緩和をして、そして實際に円滑にできるような措置につきまして、何かお考えを持つておりますか。

○説明員(山本菊一郎君)　獨禁法、事業者團體法の關係については私担当でございませぬので、はつきりしたお答えをいたしかねますが、御承知のように新聞紙上等に伝えられておるような獨禁法の改正、事業者團體法の改正、協同組合法の改正等が考えられておりまして、それが今議會に提案になるように連絡を受けております。それが提案になりますれば恐らく六月一杯までに間に合ふと思ひのでございませぬ。それができますれば製販協同による荷受機關設立ということも或る程度楽になるのではないかと思ひます。

○伊藤保平君　現在の段階におきましては製販のやうなものがある方がよいといふふうな、御答弁中、大體了承したのでありますが、若しこれはどうもして廃止しなければならぬといふことになりまると、新聞によりまると本年は酒類から六百五十億の稅收を期待しておるやうに出ておりますが、なかなかこれは實際から申しますと中間機關ができるまでは相當の準備期間も要りますから、又それができまして價格の關係、地域の關係などからいたしまして實行にずれが起ると思ひます。私共の考え又當業者の話などを聞きまして想像いたしましたも、少くとも二割以上のずれが出て來て、賣行が少くなる。明年からは平年に復するとしても、差当り本年におきましては經過的に申しますと二割の減收が生ずるのではなからうか、百三十億ですかの自然減收が生じやしないかといふことを案じておるのであります。そぐいたしますと結局酒稅上の關係からいたしますと現在よりも弱くなる。しますと今度示されております經濟九原則の中の酒稅の促進強化というやうなことをいわれておりますが、それと反對にむしろ弱化するのではないかと、いふ感じを持つております。これは相當財政面からいたしまして大きな問題にならなと思ひますが、そういう点につきましてはどういう見通しを持つておられますか、その点をお尋ねします。

○説明員(山本菊一郎君)　自由經濟の態勢に速に移行するために、公團の廢止ということは、この際断行すべきことであるという判断を基きまして、今度公團を廢止する方針を立てておるわけでございませぬが、その場合只今お示しのやうな点が一應心配されるわけではございませぬ。と申しますのは、公團がございませぬと時期的な微稅と申しますか、計画的な微稅と酒稅の微收をやるということではできなくなる。それから又公團の廢止を受けて立ちます荷受機關の整備が、或いは時期的に運れるとか又はそれが非常に強いものが望めないとかいふ状態になりますと、それだけ只今お示しのやうな時期的微稅のずれとか、又將來における微稅の不安定ということが心配されるわけではございませぬ。併しながらこれはもうすべてが如何に強力な荷受機關ができるかといふ点にかかるといふのでございませぬ、只今業者の意見も非常にその点に關心を持つておられますし、政府も今後全力を挙げて、そういう強力な荷受機關の整備ということに力をいたして努力いたしたいと思つてゐるのでございませぬ、多少の過渡期のずれといふことは或いは止むを得ないかと存じますが、六百五十億の歲入につきましては、今後まだ多少甘藷その他において原料の増加の見通しもございませぬし、二〇%といふ大きな數字ではなくて僅かに止まりまして、それも自然に時の経つに従ひまして、微稅の確保も十分できるやうになるというふうな考え方に基いて、今度の公團廢止をいたしたにしまして、微稅上にはさほどの影響はあるまい、こういふふうな考へてゐる次第であります。

○伊藤保平君　最後にもう一つお尋ねいたしておきたいと思ひますが、これは金融の面でありませぬが、公團が現在三千万円の資本をやつておられますが、大體この加算稅をいろ／＼流用をいたしまして、あまり借入金もせず

税金と代金との融通をやつてゐるよう

であります。大体五百億から六百億の取引を僅か三千万円の資本金でやつてゐると思ふのであります。今度民間に野放ししたしますと、莫大な仕入資本が要すると思ふのであります。明年の酒類の賣上高は先程申しました酒税を六百五十億と予想しておられるのでありますから、そういたしますと少くも八百億以上になると思ひます。それでこれを月一回の回転……まあ極端なあれですが、回転いたしまして六十何億、月二回うまく回転いたしまして三十何億の月々の仕入資金が要すると思ふのであります。酒は御承知のように非常に運搬の度敷も少いのでありまして、莫大な仕入資金が要する。これにつきましては、現在の金融が非常に行詰つております。民間でこの何十億という資金を調達することとは、非常に困難でもあり無理があろうと想像いたしますが、併しながらどうしても民間でやらなければならぬといひます。信用のみで取扱わなければ、自然現金取引とかいうようなことで通貨の膨張を來す原因にもなります。又莫大な資金を出して調達するといふことについてはなかく困難と思ひますが、これにつきましては、政府は結局この税金の取立機關みたいなものになるのでありますから、結局税を完納させるという建前から、他の公團などの廃止と違ひましてこの面におきましても、いろいろ御指導なり、御監督なり、御援助を願わなければならぬと考へておるのであります。それから、何かお考えをお持ちしておりますか。一つ併せてお尋ね申し上げます。

と思ひます。

○説明員(山本第一郎君) 確かに只今お示しの通り、酒が高いものでございましてから金融の問題は大きな問題だと存じます。そこで只今お示しのように公團が現在復興金庫から一銭の借入もなくやつて参りましたのは、加算税の徴収を公團が引受けましてそれを翌月末に納めるという、徴税事務と納税義務を附與せられてゐる、そのひと月間の資金によつて繰廻しをしてゐるという点にあつたかと思ひます。従ひまして今度荷受機關を設立するといひましたとしても、そういう面がございませんと、一時に巨額の資金を集めなくてはならないといふことに相成りまして、實際問題として荷受機關の設立がでないといふことになりかねないと思ひます。又技術的に申しまして、翌月末の納税といふことはこれは適當な制度と考へられる次第でございまして、政府といたしましては、卸賣業者の中に一定の資格を持ちましてこれは大丈夫だと認められる卸賣業者につきましては、只今の加算税に相当する部分のうち、全部となりまして大部分となりますが、そこは只今研究中でございしますが、大体加算税に相当する程度のもので、それをさういふ機關から取つて貰う、つまりさういふ機關に限つてその加算税の納税義務者にすることゝを只今考へてゐるような次第でございします。尤もその場合におきましては、政府といたしましては、滞納その他の都合の悪い事態が起りませんようにいたさねばならぬので、その卸賣業者から一定額の担保を徴収しておくといふような措置は、講じなくてはならないのではないかと考へてゐると思ひます。

ております。かような考へ方で只今研究中でございします。

○油井賢太郎君 政務次官にちよつとお伺ひしたいと思ふのですが、先般來政務次官のお話では、今度の法案は、自由経済復興の方針に従つて改正する法案であるといふような場合に承つておつたのです。又説明員のお話でも、大体そんなような趣旨が見受けられたのですが、その話の間に大分喰違ひが出てゐると思ひます。即ち政務次官は自由経済に復帰すれば酒のときもは、必ず値段も安く消費者の手に渡すことができるというお話のようでしたが、政府委員の方、つまり官廳側の方では、公團法を廃止するといふことは結局自由経済になるのだが、値段の点においては價格が上がることを考慮して、價格の統制経済だけはやはり残して行かなくてはならないのではないかといふようなお話で、大分この間に喰違ひがあります。一つその点お伺ひいたします。

からと申しますか、或いは暫定予算後の課税標準といふものは上ることになるのですか。

○政府委員(田口政五郎君) 上るものもあるし、税金は配給所などは勿論上りません、元の儘で参るつもりであります。一般の自由販賣の方も税額は單價は上るわけではございせんが、別に酒の税金が上るという予定はいたしてありません。

○説明員(山本第一郎君) 只今の御指摘の点は、私が伊藤委員の御質問にお答えいたしました、②の廃止がこれの際困難であるといふことをお答えしたに關連してゐるかと思ひます。②の廃止が困難であると申上げましたのは、②の廃止をいたしますと競争が激甚になりまして、或るものは例へば、灘の特殊な銘柄等は、極度に飛び上つて参ります。田舎の酒屋はそれに押されて、さういふレギュラーな現象が起るので、困難であるといふ申上げたつもりでございしました。今度の價格の点につきましても、すでに御説明申上げました通りに、配給酒は据置きます。それから自由販賣の酒につきましては、配給の値段と特價酒の値段の中間のところで決めた。要するに現在できております酒の量を以て、極度の収入が挙げられる限界点において、酒の價格を定めてそれから税率を逆算して参りたい、こゝ存じておるような次第でございします。

○油井賢太郎君 昨年の酒造高と、今年度の二十四年の酒造高は、どのくらいの変更を來す予定ですか。

○説明員(山本第一郎君) 大体におきまして、昨年と今年は三割程度殖えて

おる、昭和二十二酒造年度に対して、昭和二十三酒造年度は、大体三割と申しました。二割六分程度殖えておる……訂正いたします。三三三増加を見ております。尤もそのうちいろいろのものによつて違ひがございまして、例へば清酒でございまして二一三三三、ビールでございまして二一三三三、それから合成酒、焼酎でございまして四〇三三三、大体その程度殖えております。

○油井賢太郎君 今度の予算では大体六百五十億の税額を見込んでおられますが、酒造年度は三月までですか。

○説明員(山本第一郎君) 酒造年度は十月に始まりまして九月に終る……

○油井賢太郎君 そうすると六百五十億というのは酒造年度と別ですか。

○説明員(山本第一郎君) あれば會計年度でございします。

○油井賢太郎君 そうしますと會計年度でも大体お聞きしたいのですが、私共素人では酒造年度といふのは分りませんから、會計年度における今までの増高と並びに税額の徴收高の大体の見当はこの表には書いてあります。或いは二月、三月の推定によるものか、この昭和二十三年度といふものか、或いは二月、三月の推定によるものか、酒造年度ですか。會計年度と了承しますが、會計年度内におけるところの税額はいくらになつておりますか。

○説明員(山本第一郎君) 只今のここに差上げてございします数字は、會計年度でございします。

○油井賢太郎君 その税額は……

○説明員(山本第一郎君) その税額は四百五十七億の予算に對しまして、昨秋に獲りました手等が相当多量に合

成酒、焼酎等の原料に廻つて参りましたために、又特價酒の賣行も比較的良好でございましたために、大体五十億程度の自然増収に相成るかといふ見解つております。

○油井賢太郎君　そうしますと会計年度でもつて、ちよつとお聞かせ願ひたいのだが、二十三年度、二十四年度ではどの位の予定において増石になるのですか。

○説明員(山本第一郎君)　お答ひいたします。ここにございます表の一番初めのこの賣上高というところに百六十一万三千石という、これは実石数でございますが、これが昭和二十三年度中に供給せられた酒の数量でございます。供給せられたと申しますのは、製造せられた酒に或る程度水を入れまして、僅かでございますが、それで酒を賣渡すわけでございますが、供給量といたしまして百六十一万三千石あつた。昭和二十四年度の見通しは只今原料の点、例えば玉甘藷に未定の点がございまして、まだ分りませんが、生産は大體先程申上げたように三割程度増えておるわけでありまして、ただ今年は二月末までに清酒を極力あげましたために、酒屋の酒を公團の機能を活用しまして、極力出して、殆んど家の中に酒の残らないまでに出さしたという関係もございまして持越しが殆んどありません。ところが公團がなくなると、自由に買えるという状態の下におきまして、又平常の仕事のやり方といひまして、それ程荷を叩くということも本年は困難だろうと思ひますので、來年に繰越す量が殖えて参る。それから只今申上げたように原料関係において未定な点があるということ

でございます。昨年のこの百六十一万三千石がどの程度殖えるかということについて、まだ確固たる数字は持合しておりませんが、昨年の原料米の割当と今年の秋の原料米の割当、秋の甘藷の割当、今年の夏の麦の割当とが昨年とはほぼ同様だといひますならば、大体二、三割の供給石数の増加は當然望まれると思ふのであります。ところが何分今年の秋の麦の割当、今年の春の麦の割当とがどの程度になるか、まだ決つておりませんので、そのきつちりした数字を今出しかねておる次第でございます。然らば六百五十億の数字はどうやつて組んだかということでございますが、これは大體昨年と同量の原料の割当の、関係方面等の意向によりまして、一應その数字を基礎にいたしまして、酒の数量としては二割程度の増加を見まして六百五十億の予算を組んだやうなわけでございます。

○油井賢太郎君　もう一つ最後にお伺ひしたいのですが、公團法の一部改正は、六月末を以て公團というものはなくなるという前提の下に解釈されるのですが、若しこの國會が六月までに継続しておればよろしいのですが、継続しないで途中で終つたやうな場合には、必要に應じてこれを延ばすというやうなことを今から考へておられるかどうか。或いはもう全然考へておられないのか、この改正だけで打切りにするのですか、その点を一つ御説明願ひたい。

○説明員(山本第一郎君)　只今のところ政府としては、これ以上延長するということは考へておりません。一應六月一杯で公團は終るといふ見通しの下

に、又そういう方針の下に準備を進めていけるやうな次第でございます。

○委員(櫻内辰郎君)　外に御質疑はございませんか。

○黒田英雄君　一つお尋ねしたいのですが、酒類供給公團が今後三ヶ月で以て廃止される方針で政府が進められていゝことは、承知いたしましたのですが、そうなりますと、自然現在の酒類供給公團の職員等は非常に動搖を來たすやうなことがありはしないかと思ふのであります。三ヶ月後に廃止されるならば、自分の今後の身の振り方について考へるやうなことに自然なるのはこれは人情であります。そのために酒類の供給が円滑に行かないといふやうなことがあれば、消費者も非常に迷惑を蒙るわけでありまして、又政府の歳入の方にも影響して來るのじやないかと思ふのですが、この廃止されるまで公團が十分にその機能を發揮するように政府は十分に監督されて、そういう憂いのないやうにされるおつもりでありますかどうか、その点お伺ひしたい。

○説明員(山本第一郎君)　公團が廃止になりますまでの期間におきまして、公團の機能が低下するといふやうなことがないやうにすることは一番心配している点でございます。従いまして公團を廃止します間においては、極力公團の監督と申しますか指導を強化いたしまして、特に特價酒の販賣、及び勞務用その他の酒の配給につきまして、誤りなきを期するやうに注意して

いるわけでございます。尙その最後の時期におきまして公團の経理が乱れるとかいふやうなことがないやうに又注意をいたしたい、こう考へているやうなわけでございます。

○木村福八郎君　一つだけお伺ひしたいのですが、公團廃止後における密造酒との関係、現在密造関係はどうなつておりますか。又廃止後における密造の關係はどういふ見通しか。我々素人考へて見ますと、公團廃止で値段が非常に下れば密造酒は少くなると思ひますが、値段もあまり下らないやうです。又公團を廃止しますと酒の移動をトリスして行く方法が困難になつて來るのではないかと思ひます。そうしますと、密造の経路を調べることは非常に困難になつて來るのじやないか。むしろ密造が容易になるやうなふう

に、我々素人考へて思われるのですが、その点はどういふお見込でしょうか。

○説明員(山本第一郎君)　密造の問題は甚だ困つた問題でございます。只今の程度あるかという御質問でございますが、只今清酒の原料等に昨年の秋割当てられました米の分量が、四十三万三千石でございますが、密造のために費える米の量は二、三百万石であるといふことが伝えられておりまして、相当これが多くなつて來てゐる。又非常に悪質な大規模な密造が出てゐるというところは、只今御指摘の通りでございます。これに對しましては何といたしまして、原料を殖やして酒を余計造るやうなことが根本でございまして、その点については食糧事情等で非常に困難な時期ではございますが、極力原料の獲得に努めまして、そうして酒を余計供給するやうに考へて参つてゐるわけでございます。

それから又只今御指摘の公團を廃止した後においては、その關係がどうな

るかということでございますが、今度の値段は現在の配給酒に比べますと多少高うございまして、特價酒の値段に比べますれば相当落ちて参るわけでございます。特に焼酎のごとき大衆向の酒類につきましては、値段をうんと抑えて参るつもりでございます。その狙いは結局密造酒にせういふものを對抗せしめようといふ考へ方に出たものでございまして、御参考までにその値段を申上げますと、只今全部焼酎は二十五度でございますが、その配給される値段が三百六十五円でございます。それに対して今度決めようと思ひます値段は四百五十円と考へております。そういたしますと約九十円くらい値上りになるやうでございますが、他面、現在の焼酎の自由販賣の價格が七百八十七円でございますので、約三百三十円くらい落ちて参ります。この程度の値段でございます。したならば、或る程度密造にも對抗でき得るやうな考へております。他面、高級の酒類については、比較的現在の自由販賣酒の價格に近い値段を決めて参りたいと思つてゐるわけでございます。公團の廃止が密造の關係に關連を持ちますのは、そういう点が主な点でございます。外にはそう直接の關連はないかと、こ

う存じております。

○波多野鼎君　公團を廃止した後の従業員の身の振り方などにつきまして、成算は政府の方でお持ちですか、次官から……三千人の従業員の失業問題が起ると思ふのでありますが、これに對してどういふ対策を講じておられるか、その点一つお伺ひしたい。

○政府委員(田口政五郎君)　公團の従業員は、元來が酒類の販賣に従事した

しておりました人たちが、その主要部分でございまして、今後酒類が自由販賣に一部なりますれば、又その方面に帰つて仕事のできるような方が非常に多いのでありまして、一般の失業者に対する御心配は、この点は非常に少いだろうと存じております。又實際失業される方も相当あると思われすが、それらに對しましては中間の荷受機關なり、その他公團廢止後に作りますという機關の方にも吸収いたしましたして、大して公團の職員失業問題は憂うほどのことはないと存じております。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御質疑はございませんか。波多野さん、あなたの御質疑はもう今の点だけでよろしいでございますか。

○波多野君 よろしいです。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御質疑はございませんか。外に御發言もないようでありますから、直ちに討論に移ることに御異議ございませんか。

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないものと認めます。討論に入ります。御發言の方は賛否を明らかにして、お述べを願ひたいと存じます。

○伊藤保平君 この公團になります以前に、全國的な酒類販賣會社が設立されました場合、又昨年のこの酒類配給公團が発足いたしました場合の事例に徴しまして、又独禁法とか或いは事業者團體法の拘束を受けます点からいいますと、ここ三ヶ月ぐらゐの短時日で満足のできる信用、資力、又倉庫設備のある御問屋の復活でありますとか、又は荷受機關の出現は到底できない。これは大變無理があると考えま

す。従つて現段階におきまして、酒と非常に絶對量の乏しい、而もこれを公平に公正に配給をせなければならぬもの、一面には非常に重い税金を課せられておりますので、酒ではなくてこれは一種の納税機關とでも申すべきような、他の公團とは違つた特殊性から申しまして、業界が挙つて一年の猶予期間を陳情要望いたしておりますことは、全面的に肯けるものがあるものであります。従ひまして原案には賛成し難いのであります。併しながら他の公團がここで存続するという關係からいたしまして、又すでに衆議院で三ヶ月の猶予期間の修正原案が通つております際に、本院において一年の修正をとりまします場合は、却つて現行の廢止期日であります本日(以て自然廢止になりますので、一層の混亂を生じます虞れがあると思ひますので、止むなく原案に賛成をいたしたいのであります。併しながらこの賛成いたしまするにつきましては、一應條件を附けたのであります。即ち政府はこの納税成績が極めて良好でありました過去のこと、即ち從來販賣會社ができ、又この公團ができまして、ここ十数年間というものは殆んどこの酒税につきましては、一銭の滞納もなかつたのであります。こういう実績に鑑みまして、今後公團に代る機關の設立、又納税保全の確立を期する上から、又は仕入資金の只今申しました金融面におきまする援助、配給の偏在並びに密醸酒とか關取引が今後も相当敗壞する虞れがありますので、そういうものの絶滅を期する上におきまして、万全なる行政措置を政府において講ぜられますことを條件といたしまして、不本意ながら賛

成をいたす者であります。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に發言はございませんか。外に御發言もないようでございますから、討論は終了したものと認め直ちに採決いたします。酒類配給公團法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに御賛成の方の御挙手を願ひます。

〔総員挙手〕

○委員長(櫻内辰郎君) 全会一致と認めます。本案は可決と決定いたしました。尚本會議における委員長のお頭報告は、委員長において本法案の内容、委員會における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することにして、御承認を願ひすることに御異議ございませんか。

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないものと認めます。

それから委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名
九鬼紋十郎、米倉龍也、木村福八郎、川上嘉、木内四郎、小宮山常吉、波多野君、伊藤保平、油井賢太郎、黒田英雄

○委員長(櫻内辰郎君) 御署名洩れはございませんか。御署名洩れはないと認めます。

○委員長(櫻内辰郎君) 尚甚だ恐縮ですが、極めて簡単に済むことなどありませんが、昭和二十四年の所得税の四月月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案を御審議願ひつてまいりたいと思ひます。御質疑がありましたら、御質疑を願ひます。

つと細かく、六月に延長しなければならぬという理由を、もう少し細かく説明して貰ひたいのです。

○説明員(辻克藏君) それでは只今の御質問に對して簡単に御答弁申し上げます。現在の所得税の納期は第一期が四月、第二期が七月、第三期が十月、第四期が翌年一月、この四期になつております。ところが前年度の所得税のいろいろな御始末が四月にはまだ十分済みかねる点があるのでございます。又新しく予定申告書の提出をいたすにつきましたも、若干の申告指導の期間を準備しなければならぬのでございまして、本年度といたしましては、別に改正案を追つて出すことにいたしてありますが、第一期はこの特例法通り六月、第二期は十月、第三期は明年一月と、年三期にいたしました。それと三分の一ずつ納めて頂くように、現在のところ改正案を進めておるような次第でございます。まあ徴税の事情から申しまして、まあ實際の納税者の納税の立場に立ちまして、かように納期及び申告の時期を改めることが、この際といたしては適當であろうと考えられる次第であります。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御質疑はございませんか。

○川上嘉君 この延ばす理由が、前年度の所得の更正決定に対する処理とか、その他いろいろの仕事があるために延ばさなくちゃならない、かように考えるのでありますが、こゝいつた点に對して根本的な対策を打たない限り、又つと今後も未済々々で仕事を追われて行く、こゝいつたことを非常に心配するのでありますが、この辺のことについて一御答弁を願ひます。

○説明員(辻克藏君) 本年昭和二十三年度の申告納税の所得税につきましては、昭和二十二年のいろいろな経緯に徴しましてできるだけ早く更正決定等をいたす方針で年度頭初から計画を立てておつたのでございまして。即ち昨年は七月が第一期の予定申告でございましたが、それに対して第二期との間に必ず予定申告に對するいわゆる更正決定を実施する、更に一月の確定申告を俟ちまして更に確定申告が低いというように同様に對しましては、更正決定を少くとも二月一杯にいたしまして、できるだけ早期に徴収を確保するという方針で参つておるのでございます。その結果、昭和二十二年に比較いたしますと昭和二十三年度は更正決定後の処理等につきましては、相當進捗はよろしいと考えられるのでございますが、何分四月にはまだ処理の一部済みかねる点がございますのと、できるだけ申告納税制度の精神を生かしまして、第一期の申告までに十分納税宣伝或いは申告書のいろいろ普及徹底を図つて、昭和二十四年度の申告納税所得税につきましては実効を挙げて行きたい、かように考えておりますので、かたが、先程申しましたような事情で、本年は納期を六月、十月そして来年の一月と三期にいたすように改正したい、かように考えておる次第でございます。そうして右の第二期及び第三期の点につきましては近く成案を得まして、國會に提出いたしましたして御審議を願ひ予定で進んでおる次第でございます。

○川上嘉君 毎年こうして納期が延期されるのでありますが、これはその根本の理由を考えて見ますときに、や

はり税制、或は機構の問題、更に徴税費の問題といふ／＼の問題に關連して、こゝいつた問題が起きて来るのでありますから、こゝいつた点に十二分に考慮されて、適當な措置と、更に最善の努力をされるよう特に希望して置きます。ここに折角書いてあるのにこゝう墨で消してありますから、こゝいつた点について特に努力して貰いたいと希望いたします。

○櫻内辰郎君 外に御発言はございませんか……
御発言もないようでありますから、直ちに討論に移ることに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認め、討論に入ります。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べ願います。御発言はございませんか。

○木村福八郎君 本家に賛成するものであります。念のため只今川上委員から言われたことについて希望意見を述べて賛成したいと思ひます。こゝういふうに納期がどうしても延びて行くのは、川上委員が指摘されたように、徴税機構そのものの欠陥、それから徴税日の関係、一部には申告納税制度自体にあると思ひます。従つて申告納税制度についても政府はもつと根本的に考えられ、又税率自体にも税制自体にも非常に大きな問題があると思ひますから、そゝういふ点についても十分に考えられることを希望しまして賛成いたします。

○委員長(櫻内辰郎君) それでは採決いたします。昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律案を原案通り可決することに賛成のお方の御挙手を願います。

〔総員挙手〕
○委員長(櫻内辰郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。尙本會議における委員長の口頭報告は、委員長において本法案の内容、委員會における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認めます。それから委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名
九鬼紋十郎、米倉龍也、木村福八郎、黒田英雄、油井賢太郎、伊藤保平、木内四郎、渡多野、小宮山常吉、川上 嘉

○委員長(櫻内辰郎君) 御署名はこれまでに御署名は……なして認めます。これで暫時休憩いたします。午後零時三十八分休憩
午後二時一分開会

○委員長(櫻内辰郎君) これより休憩前に引続き會議を開きます。最初に貿易資金特別會計法の一部を改正する法律案の御審議をお願いいたします。

○小川友三君 本案につきましては相當審議が盡されておりますので、質疑を打ち切らして討論に入りたいと思ひます。〔冗談じやない、まだあるある〕と呼ぶ者あり。それでは訂正します。ではどうぞ。

○委員長(櫻内辰郎君) 御質疑があり

○波多野君 この貿易資金特別會計法の一部を改正する法律案の参考資料に實つてありますものについて、若干の貿易資金の現金受拂表というものがあ

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……
○波多野君 外に御質疑は……

買入の分において若干さようなものが出ておりますれば、尙今後の國內放出なり然るべきところの方法を講じた、い、かように考えております。

○委員長(櫻内辰郎君) 他に御質疑ございませんか。

○油井賢太郎君 この貿易資金の支拂でありますが、相変らず大分遅れておるといふ一般の聲が高いようでありまして、それに対しては貿易廳として、どの程度に現在まで実績として認めておられるか。

○説明員(稻益繁君) 只今支拂が遅れておるといふお言葉でございますが、私共としましては、全体の資金操作が、輸入物資の賣却代金によつて輸出物資の買上代金の支拂に當てるといふ建前になつておりました、その時期的なずれといふものも考慮いたしまして、日本銀行に對する借入金をするとか、やうな仕組に原則としてはなつておるわけでございます。従いまして輸入物資の代金回收が、又輸入物資の日本へ参ります時期が、非常に定期的に計画通りに参りますれば、比較的順調に金繰がでるのでございまして、輸入が時期によつて、非常に相違する、或いは全般的な金融の梗塞と申しますか、輸入物資の賣却代金の入金とか、遅れ勝ちであるといふやうな点からいたしまして、輸入物資の買上代金の支拂がまゝ組織を來たすといふやうなさうな事態になつたことを、私共はしばしば経験しております。ただ何と申しまして借入限度が法律で定められておりました、さうな場合に支拂いたいと思ひまして、又借入限度が一杯まで使用されておるといふやうな場

合に、丁度現在がさうございまして、相當額の支拂未済を來たしておるといふやうな現状に相成つております。

○油井賢太郎君 この貿易資金現金受拂表という中に、民間貿易物資買上代金、日銀扱いと二通りありますが、これは貿易公團で買上げる代金はすつかりここに入つておるわけなんでありまして、それと民間商社が発行する手形を割引いたすものの中に入つておりますか。

○説明員(稻益繁君) 只今の御質疑、民間貿易物資買上代金の方は、一昨年の八月十五日以來実施いたしております、その下の欄にございまして、日銀扱いの民間貿易物資買上代金は、昨年の八月十五日から行なつております、いづゆる純粹の民間貿易の代金支拂でございます。

○油井賢太郎君 そうしますと日銀扱いといふものは、相當大きな金額を示されておるのですが、優先的に、いづゆる金融機關が割引いた買手の総額がそこへ現れておるわけですか。

○説明員(稻益繁君) 只今買手といふお言葉がございましたが、この支拂は日銀扱いの方は昨年の八月十五日から行なつております、決済手續におきまして、外貨爲替が取組まれますと、日本に参ります外國銀行がそれを買取ります、その通知が参りますと、日本側の貿易廳が指定しております爲替取扱銀行から支拂われるという筋台のものでございまして、その結果がその前に純粹な國內金融として行われております貿易手形の割引、その決済資金に充當せられるという關係乃至は結

果になる、かように御承知願ひたいと思ひます。

○油井賢太郎君 それでは大体分りましたが、買手が最近銀行でもつて優遇されるべき立場にありながら、一向に優遇されておらない。而も日銀の貸出の枠の中に買手を入れておるといふ状態でありまして、政府においては、一面において貿易を振興させる、輸出を盛んならしめるという建前をとつておりながら、一方においては金融の面から輸出貿易といふものを抑えておるといふ現象にはつておりますが、これに對して政務次官はどのように將來政策をおとされるか、現内閣の構想を先づお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(田口政五郎君) 買手の割引がなか／＼事實上困難であるといふやうな聲は相當承つております、このことは、我國の經濟復興上當然のことでありまして、最も力を入れなければならぬ点であることは申すまでもございせん。輸出商品の生産者その他これを扱います業者に、金融面において金詰りの來ないやうに、円滑に手形の割引ができるやうに、今後ぜひ努力する決心でございます。

○油井賢太郎君 それでは、四月一日から日銀におきまして高率適用制度とかいふのを發表しております。これによりますと各銀行の三月月間の預金の平均残高の一二％だけは、日銀で以て再割引をする場合においては安い率を適用するけれども、これを超えるものは二銭七厘といふ日歩を取る。而も買手のやうな優遇手形は二銭五厘でその場合でも行ふ。こういふことが發表されております。併しながら實際これが

運用に當つて貿易業者として懸念されるのは、買手がそのために結局優遇手形でなしに不優遇手形になつてしまふ。どうしてだといふと、さつきの一二％内で貸出を保つものは、一般の普通の手形を担保とするやうなものに對して行なつて、貿易手形のような率の安いものを、或るべく高率を適用する場合に割引をするという政策を採られるのではないかと、非常に懸念されております。これに對して政府は如何なる態度を以て、この優遇されるべき買手に対して、効果が挙るやうな措置を取られるか、これについてお答え願ひたいと思ひます。

○説明員(稻益繁君) 只今の御質問でございますが、貿易手形がどの程度に優遇されておるかという問題につきましては、先般日本銀行において取扱手續を改正いたしましたところによりますと、一定の條件を備えた貿易手形につきましては、日本銀行におきまして、商業手形同様に再割引に應ずるといふ点がございまして、これが現在の貿易金融を阻害いたしております、市中銀行の手許資金がオリウムの不足といふ点を緩和いたします上、一番大きな効果があるのではないかと、かように考えております。高率適用の問題は、全般的な日本銀行の市中銀行に對します貸出金の調整のための措置でございまして、その点において貿易手形がどの程度に優遇されるかという問題は、やはり高率の適用の際の歩合の問題で判断すべきものではなからうかと、かように考えております。

○油井賢太郎君 今の回答は甚だ不十分だと思ひますが、結局實際問題で

一二％の中で以ていづゆる低率で以て貸出す場合には、買手を入れるよりも普通の手形を入れて貸出しをして、その枠を超えて貸出をする場合には、枠外貸出が面倒になる。さういふ場合にも優遇手形は優先的に割引を受けるから買手を優遇しにする。結局買手の方が非常に高く割引を受けるという結果になり、結局市中銀行が貿易業者に對して、買手の割引に對しては措置が遅れる。これは常識的に実はずきりと考えられる。さういふ点について、日銀当局並びに市中銀行の態度について政府はどういう措置を以てさういふ不都合を防止するか、さういふ点をお聴きしておるわけですか。

○説明員(稻益繁君) 只今の高率適用の問題でございまして、市中銀行が日本銀行へ持つて参ります際に、再割引は只今申上げましたやうな商業手形或は一定の嚴格な條件を備えた貿易手形でありまして、その外に公團認証手形その他の優遇手形は、それを担保として日本銀行が貸付けるというものでございまして、その手形自体を再割引するといふ問題とはおのずから別個のものではないかと考えます。従いまして市中銀行におきましても貿易手形を割引いております場合に、それは再割引を持つて行く場合は、一定の條件が附いたものでありまして、その外のものには公團認証手形その他の優遇手形と共に、担保として日本銀行に差出すといふことでございまして、一般的に貸付になりますので、その中で貿易手形を先に持つて行くとか後に持つて行くとかという問題は、別個のものだと考へるのでありまして、只今の御質疑がちよつと判明いたしません、私

としてはさように考えております。

○油井賢太郎君 それは私の言葉がよく分らなかったかも知れませんが、結論において優先されるべき貿易手形が、実際に後述に後述になるという場合が派山あるのです。これは結局日銀の方針、或は市中銀行の方針が枠外に成るべく貸さない、というその枠が決つていなければならない、その枠の中で貸すものは貿易手形のようなものでなしに、外の高率を適用される手形を先に割引いてしまふ。結局枠外で借りるときは、もつと一つ高率な適用を受ける。こういう点になるのですが、こういう点に關して当局の方でどういうふうな取締を以て臨んでおるか、そういうことを今まで検討なさつておらないか。

○波多野鼎君 今の油井君の質問に關連して、ちよつと私も言いますが、つまり一般の市中銀行が貿易手形のごときものの割引をしないということなんでしょう。というのは許されている金融のまあ一％かなんかの範囲内では、ほかの手形の割引に應ずるなり或いは貸出をやつてしまつて、貿易手形を最後に廻すのです。というのは貿易手形を持つて行けば日本銀行なら優遇してくれるものだから、いつでも市中銀行の扱ひ方は貿易手形を最後に廻して行くところから金融が逼迫するといふ問題が起きている。その問題でしよう。それについて政府当局はどう考へて解決するかといふ問題です。

〔委員長退席、理事黒田英雄君委員長席に着く〕

○説明員(稲益繁君) 只今のお話でございしますと、貿易手形に限らず一般の優遇手形、或いはそのほかの貸付に

対する大蔵省としての銀行政策全般のようございしますので……

○理事(黒田英雄君) ちよつと速記を止めて……

〔速記中止〕

○理事(黒田英雄君) 速記をつけて……

○波多野鼎君 貿易の振興ということに九原則にもあり、日本の一つの國策としてやらなきやならん点なんだが、そのやらなきやならん貿易の振興が金融面において非常に阻礙されていることを今言つてゐるわけなんです。特に貿易手形にはもう一つの先の、前の問題がある。それは輸出品の原材料を買う場合の資金のやりくりができない。この資金面についての政府の何といひますか、育成政策といひますか、その資金を円滑にして行くような政策がちよつとも採られておらんのです。昨年からすでに輸出品の原料の買入代金について金融の途を開くようにという要望が派山出ている。それに対して何ら手を打つていない。これをどうするつもりであるかということも併せて御答弁を願ひたい。

○油井賢太郎君 それでは引續いて貿易關係の方にお聞きしますが、この輸出物資の手持の大半は、ランニング・ストックだといふ先程のお話ですが、巷間伝えているところによりますと、いわゆる公團買上計生産というものは非常に粗雑極まる計画であつて、ストックが増している。而もいゝゆる海外の情勢というやうなものも何ら研究もしてないで作つたために、現在海外で需要されてないやうな品物が派山あるのだといふ話があるのですが、先程の御説明とこの点は大部分喰違つてい

るようですが、ランニング・ストックが僅か六十億かそこらなら、残つた二百七、八十億は實際直ぐにも輸出される見込があるのですか。それとも他に適當な輸出物資があつても、實際はこの品物は輸出しても余り樂しやないという状態になつてゐるのですか。その点これは打明けて一つお話を願ひたいのです。

○説明員(稲益繁君) 只今の御質問でございします、先程ランニング・ストックと申上げましたのは、全体のこれだけの量の貿易を行います際に、絶えず或る時期を以て切り替はると相当額の手持品があるわけでございます。これはその直ぐあとに又次々と輸出されるという手合のものと考えます。ただ御指摘ございましたように、先程又御説明いたしましたように、國內に放出しなければならぬやうなものが相当にある。さういふ意味の金額をば七十八億と申上げたのでございします。その方は主として御承知のように管理貿易でスタートいたしました。当初海外の事情も皆目分らず、専ら貿易廳並びに司令部を通じて海外の市況その他の状況を判断いたしました。國內において計画生産をいたして参りました次第でありますので、中にはまだ見込違ひ、或いは粗雑な物、海外において到底賣れないやうな物といふやうなものが出て参つております。さういふものにつきましては、極力國內でこれを販賣するとか、そのほかの手段を只今総合的に講じてゐるのでございまして、ここに書いてあります三百億の大部分と申上げましたのは、さういふ國內でなければ向かないといふやうなものを除きました大部分のものは、や

が輸出されるもの、その意味で絶えず手持いたしてございまして、輸出されればあとから新規のものを買上げて行くといふやうな意味合におきまして、ランニング・ストックとかやうに申上げた次第であります。

○油井賢太郎君 今のお話によりますと大変心強い話になるのですが、この提案理由では輸出物資の買入に要する資金といふものが、民間貿易の發展によつてますます膨れ、而もますます民間貿易の大半はB Sコントラクトによつて、貿易資金特別會計でなくてやつて行かれるものが相当あると思ふのですが、その振合ひはどの程度になつてゐるのですか。

○説明員(稲益繁君) 只今の民間貿易が非常に多いといふお話でございします。大勢といたしまして現在では殆んど圧倒的に民間貿易の方に重点が移行いたしてございします。でございします。が、昨年の九月頃までいたして参りました、主として繊維でございします。さういふものの計画生産は、その後貿易公團の方へ品物が納入になりました。貿易公團の手持となり、同時にこれはその後昨年の八月十五日から実行いたしてございしますB Sベースによる民間貿易で、貿易公團からの賣戻しという形で民間のバイヤーの間でコントラクトができました。それに対して手持のものが民間であります場合に、この貿易公團の手持品を拂下げを受けまして、それを輸出するといふやうなことで、この公團手持の輸出物資が相当部分、特に繊維におきまして民間ベースの方へ乗移つておるといふやうな關係に相成つております。

○小宮山常吉君 次官にお尋ねしま

す。この今のような財政のときに何百億といふやうなストックを何とかもつと迅速に、金融を円滑に、政府として貿易廳並びに係の方を奮勵して頂きたい。特に聞きますところによりますと、そのストックの中に相當な輸出に適わない不良品もあるといふやうなこともいろいろ聞いておりますが、こういう点をも一つ特に政府として奮勵して頂きたいということ、是非できるものならこの際本當に貿易廳、商工省あたりが特にかかりまして、このストックの整理をなすつたならば非常に金融も円滑に行くのじやないか、こう思ふのであります。この点政府として奮勵して頂きたいと思ひます。

○油井賢太郎君 今度の改正する法律案で五十億を増すといふことになりまして、いくら増して行つても、こうやつて手持高が段々殖えて、輸出に向かないものが段々殖えればきりがないと思ひます。これに対して確固たる政府の方針ですね。金額でなしに数量的に確固たる方針をお立てになつてゐるかどうか(その通り)と呼ぶ者あり甚だ疑問に思われるのですが、こういう点については政府当局はどう考へてゐるのでしょうか(見通しが開きたい)と呼ぶ者あり。

○政府委員(田口政五郎君) 今小宮山さんのストックに關する御意見、全く我々も同感でございまして、この点は早速措置いたしたいと思ひます。今の油井さんの御意見ですが、民間でやつております仕事であればこういうことは余程ない、又あつても少く済むと思ひますが、何しろこの点はまだ貿易がいろいろな方面から制約されておりますので、ついこういうストッ

クを抱いて一方には資金が不足するといふような現象を現わしているのだからと思ひますが、この点は今後資金面のみならず先程お話のような品物の方面におきましても、事実輸出に適當でないものをいつまでもこれを販賣せずにストックのままに置いておく、一方資金が欠乏するといふようなことは如何にも商賣らしくないやり方であるといふことは全く同感でございますので、こゝろは先程の小宮山さんのお話のように一つ至急に措置をいたしまして、一方不適格品は國內に放出いたしまして、國內に非常に潤滑しております市場に應ずると共に、一方資金の方も樂にするようにという措置は至急に取る決心でございます。

【理事黒田英雄君退席、委員長著席】
ついでにお答えいたしますが、波多野さんの御意見でございますが、輸出原料の買入に対する金融が非常に拘束されている。又買手の割引に対する金融も非常に拘束されているが、これに対する政府の総合的な金融政策はどうかという御意見でございますが、これは私今日業界の声としてしまして、特にこの方面の金融が逼迫いたしましたので、当然優遇さるべき買手のこと、又今日特に強調せられております輸出産業の原料の仕入等に要する金が、思ふように融通がつかないといふことは、これは今日輸出産業を特に声を大にして奨励いたしておることと正反對の現象が現われておるのであります。誠にこれは遺憾な点でございます。一方いろいろ金融統制の關係上いろいろな枠が設けられて、業者はこの枠内において有利な方面に金を出そうとするいろいろな結果、本

当に優遇さるべきものが優遇されずにおるといふことは、これは今日の業者の声といたしまして、實際の事情は困つてゐる。金詰りで困つてゐる。それがために輸出産業を非常に阻害いたしているといふことは明らかな事実で我々も十分認めておるのであります。併しながら今後このすべて國內の産業も、輸出産業といふことに最も重点を置かるるような原則が確立いたしました以上は、こゝろは点に對しまして如何なる外の産業に對しても優先的に、金詰りの面から輸出産業が阻害されるというようないふことは絶対にないやうに、あらゆる点に優先してこの方面の金融を打開されるやうに、円滑に参りますやうに、而してこの輸出産業を大いに振興せしめるといふ方向に向つて政府の政策が重点的にとられることは、私は當然のことと考えております。簡單であります。私はそういうふうなことを考へておりますから、その点だけをお答申上げさせていただきます。

○油井賢太郎君 もう一つ續いて伺いたいのですが、この手持高のうち、アメリカに向きそうな品物とポンド地域へ向きそうな品物の大體の區別は、どのくらいのパーセントですか。

○説明員(前島敏夫君) 今手持の品物につきましては、アメリカと南方向けのものにつきましては殆んど出ておりませんが南方関係、東亞関係のものが大部分と思ひます。大體計画生産いたしましたものについてはGHQのデイレクティブに基いたものが大部分でございます。まして、南方関係の需要の変更とか契約の取消といふことが大部分であります。東亞関係の方が相当多いと思ひます。

○木村福八郎君 それに関連しまして、手持品の品目別はどういうふうになつておりますか。品目別というものは、食品、繊維、食料品と分けてありますが、どういふ品物が多いのですか。

○説明員(前島敏夫君) これは綿スワその他のもので大部分でありまして、その他のいわゆる雜貨とか食品品関係といふものは比較的金額としては少いのであります。繊維関係については一番大きく狂ひましたのは、南方に輸出する予定にしておりました綿スワとか、或いは丸首シャツといふものが相当手持となつておりました。当初蘭印のいろいろ國內的な紛争といふものを想定しないで、或る程度從來からの実績から見て捌けるといふふうな前提に基いて生産いたしたものが相当出ておりました。それが一番大口だと思ひます。

○小宮山常吉君 輸出品のストックであります。合格品と不合格品というやうなものを區別されればそれによつて品名、数量、というやうなもの明細を一つ御提出願ひたいと思ひます。

○説明員(前島敏夫君) これは今日直ぐ間に合わないかもしませんが、後で追つて提出いたします。大體の金額の見当はさつき申上げましたやうに八十億程度が不合格品を含んだ金額になつております。

○小宮山常吉君 第三國會からストックと申しておりましたが、ストックの処分について私どもまだ一回も聞いておりませんから、この点一つ……

○説明員(前島敏夫君) 貿易廳においては現在貿易公團の保管物資の処理委員會といふものを作りまして、毎週一回ずつ定期的に開きまして、各公團から一週間に於けるストックの処理状況、その後のいろいろ外國からの注文の状況とか、その他全部開きまして毎週それを促進しているわけでありまして、漸く今まで努力いたしまして六十億程度の現金化を見ただけでありまして、これから先もずっとその方法というものは續けて行きたいと思つておりますので、できるだけ先刻から御注意のありましたやうな市場の從來、例えばアメリカからの注文で作りましたものであつても、それを南方関係とかその他の方面に変更することによつて出せざるものはできるだけ國內に放出いたします場合にはドル化したしませんが、外國に出します場合にはドル資金に相成りますので、或るだけ高く賣りたいのであります。多少値引してもドル化したという方針でできるだけ關係方面と折衝いたしているわけでありまして。

○木村福八郎君 そうしますと、今お話を伺いますと、普通の今度の輸出品の手持高が多くなつたのは、そのラニング・ストックが多くなつたといふのと非常に品質が違ふと思ひます。只今のお話から聞きまして、従つてラニング・ストックですと次々と輸出されて國內の手持がコンスタントであるといふのですが、今度の場合は非常に事情が違つていますから、この手持高が今後順調に賣捌かれるという可能性は非常に少ないのではないか、そういうふうに思われるのですが、その点はどうですか。

○説明員(前島敏夫君) その点につきましては、純粹なるラニング・ストックのものとは他のものと全部込みでこれだけの数字になつております。後で資料として賣捌くことができる見込みのものが幾ら、賣捌けないようなものは幾らというやうな数字はできるだけ早く作りまして差上げます。そういうものが全部込みに入つておるのがこの数字であります。尚今後こういうものが増加するのが困るというお話であります。その点は私達是非常に実は困つておりました。現在のやり方はこれも政務次官からお話がありましたやうに、殆んど商賣のやり方になつておりましたので、海外の経済市況とかその他といふやうなものは殆んど我々の方で知ることができませんので、全部關係方面或いはバイヤーの捌口を通して情報を得ましていろいろ交渉しております。海外のデザインの変更であるとか、或いは商品の品質に對するいろいろ注文の変更といふものは殆んど戦前までの知識しか今のところ持つておりません。いろいろこゝろはやうな点につきましては日本政府だけでは決しかねますので、關係方面と絶えず連絡を取つてやつてゐるわけですが、でもこゝろはやうな状況でありますので、これを打開するためには民間並びに政府の海外に對する貿易使節團の派遣とか、或いは民間商社の海外における出張所或いは支店の増設とか、出張員の派遣とかいふやうないろいろな方法によつてできるだけ海外情報を集めまして、向うの注文に合つた品物を作るといふ方向に行かなければならぬと思つております。そういうやうな方向でいろいろ折衝しております。早急にできませんのでこゝろはやうになつたわけでありまして。

○木村八郎君 実是非常に重要な御答弁を伺つたのですが、そうなりますと、今後日本経済の再建の仕方をどうするかという問題にも関連して来る大きな問題だと思ふ。聞くところによれば大体繊維品の輸出は大勢的には余り見込がないような傾向になつて来ておる。重工業品、薄鉄板とか鋼材とか船舶とか或いは機関車という方面に輸出が重点的に移つて行つておる。そういう結果として繊維品の手持品が多くなるというふうなことになる、これまでのような貿易に対する考え方に基づいて繊維工業を中心とする計画生産、こういうものは相当検討しなければならぬのじゃないか。若しかそうでなしに今迄のような繊維が中心の計画生産をやつたら、まず／＼こういう手持が多くなるのじゃないか、そういうふう

に危惧されるのですが、そういう点についてはどういうふうにお考えになつておるのですか。

○説明員(前島敏夫君) 今の軽工業品殊に繊維につきましても、今後はこういうふうな滞貨の処理が増加すること非常に恐れて、割当その他のやり方につきましても、従来の計画生産方式というものを放棄いたしまして、できるだけ註文生産の方式に改めたというので目下案を作つておりますので、そういうようなことで滞貨の処理というものは比較的今後は少くなるのじゃないかと思つております。註文生産の方式にいたしまして、註文の出たものだけ作らせるやり方に変えて行くわけです。

○波多野君 先程私が三百四十三億の手持の中ランニング・ストックを超えるものは幾らかと言うたら七十億乃

至八十億という答弁だつた。ところが今聞いておると、ランニング・ストックといつておるものの中にも賣れるものと賣れないものが含まれておるといふ話ですが、こういう点についてはもう少しはつきりした責任のある答弁をして貰いたい。大蔵当局でできないければ商工大臣に来て貰つて聞いた方がいいのじゃないかと思ひます。直接の責任者ですから……。提案いたします。

○説明員(稲益繁君) その数字の問題だけちよつと釈明しておきますが、ランニング・ストックを六、七十億と申上げたのじゃないのであります。

○波多野君 ランニング・ストックを超えるものが六、七十億、その他はランニング・ストックと言つたと聞いたのです。

○説明員(稲益繁君) 何と申しますか輸出に向かないものがスロー・ムーヴイング・インヴェントリと申しているのですが、六、七十億あると、かように申上げたのです。

○波多野君 不適格品ですね。

○政府委員(稲益繁君) もし不適格品です。

○波多野君 それじや答弁が違ふので、私はランニング・ストックを超えたものが幾らあるかというのを聞いたのです。それぢや丸で間違つた返事をしておる。

○小川友三君 ストックというものの中で手持高ですね、これはこの前の国会においては、政府はこういう工合に答弁したのですが、どうも事実らしいのですが、発送したけれども、発送したものが向うに到着して金が入るまではやはりストックの中に入つておるのだ

という意味があるようですが、それの中にも含まれておるのですか。

○説明員(前島敏夫君) さようでございます。

○小川友三君 ストックの中でその量はどのくらいになりますか。何パーセントくらいになりますか。例えば船で荷積みしてサンフランシスコならサンフランシスコに行つてゐる間ストックになつておられますね。その量はどのくらいになりますか。

○説明員(前島敏夫君) 金額としてははつきり出ておりません。

○波多野君 先程の次官の御答弁は、非常に次官も相当の決意を以て御答弁なさつたと考えます。貿易振興が金融の面から阻害されないように万全の策を講ずるということは、大要結構なお考えであると思ひます。ところで、その万全の策と言われるものの中に、どういふことを具体的にお考えになつておるか知りませんが、現在やつておるような貿易手形を優遇するといつたようなやり方は、決して貿易業者に有利にやないといふことをはつきり知つておつて頂きたい。一番貿易業者が困るのは、現在非常に金融が逼迫しておる。金融が非常に横行しておる。その間金融の中に大銀行までも捲き込まれておる。そういう事実をはつきり知つておつて、そういう対策をお考えにならないと、飛んでもないことになる。優遇するためにやつたことが優遇にならないことになる、逆の結果になるといふことをはつきり知つておつて頂きたい。そのためには、本當に優遇するためには、金融の機構の面についてははつきりしたお考えをお持ちにならなければ駄目だといふことなんです。

金融機関が独占的な利益を追求しておる限り、その面から、貿易業者に限らず、生産業者全部が圧迫を蒙る、そして日本の再建はそれによつて阻害されるという根本の事実をはつきりお知りの上、対策を立てられたい。これを切に註文をして置きます。

○中西功君 最初二十三年度の貿易の計画と実績、これを輸出と輸入で、金額で結構ですから出して頂きたい。

○説明員(前島敏夫君) 二十三年度の重要な輸出の計画につきましては、当初の計画数字は今持合せておりませんので、実績についてお話し上げます。

○中西功君 僕は実際計画したもののが現実にとだけ実現したかという、それを知りたいのです。

○説明員(前島敏夫君) 今計画の数字は持つて参つておりませんが……

○中西功君 大体の見当でよい。

○説明員(前島敏夫君) それでは今までの大体の経過をお話し上げます。二十三年におきましては、輸出の実績は一月から十二月までをトータルいたしまして、円にいたしました五百二十億九千八百万円ばかり、それから輸入の方は六百二億九千九百万円、こういう数字に相成つております。ドルにして申上げますと、輸出の方が二億五千八百万ドル、輸入の方が六億八千三百万ドル見当と、こういうふうな相成つております。それでこれは当初の輸出計画に比べますと、輸出計画は数回改訂いたされまして、歴年今まで作つたことはありませんが、二十二年の四月から二十三年の三月くらいまでの大体の見当におきましては、輸出については一千億を超える数字を見ておつたように記憶をいたしております。そ

れから輸入についても、現在ここに実績として出ておりました数字よりは相当上廻る数字を見ておつたように記憶をいたしております。その以前におきましては、大体輸出入の実績というものは、日本側からの司令部に対する希望の数字というふうな恰好になつておりました、大体計画を立てますと、それに対する二割乃至三割程度が実現するといふような状況でありまして、それが漸次接近いたして参りまして、まあ二十三年頃になりますと、輸出計画も、年度計画というよりも、むしろ四半期別の計画を立てて行くような恰好に相成つておりました、四半期別の計画から言いますと、大体六割乃至七割程度は実現されるような方向に現在向つております。

○小川友三君 今のちよつと違ふのではないかな。輸出が五百二十億九千八百万円で、ドルに直すと二億五千八百万ドルである、そうすると一ドルが二百五十円強になりますね。それから輸入の方が六百二億九千九百万円で、ドルに直すと六億八千三百万ドルになると、輸入の方は一ドル大分高くなります。

○説明員(前島敏夫君) 御説明申上げます。レートが、昨年の実績におきましては、輸出の方が大体二百一円というふうになつております。それから輸入の方が八十八円平均、こういうふうなことになつております。

○中西功君 そういたしますと、昨年の一月から十二月の実績で、輸出をアメリカ・ブロックと、それから南洋、それから中国、その他と分けたら、大体どんなパーセンテージになりますか。

○説明員(前島敏夫君) 昨年の今お話しのパーセンテージにつきましては、一月から九月までのパーセンテージを分けたものがありますが、これでよろしうございませうか……これによりますと、一九四八の一月から九月まで、アジア諸國が輸出については全体の五三・五％、アメリカ諸國が二九・四％、歐洲諸國が一〇・七％、アフリカ諸國六・四％、

〔委員長退席、理事黒田英雄君委員長席に著く〕

それから輸入の方につきましては、アジア關係が一五・四％、アメリカ關係が八・〇％、歐洲諸國が二・一％、アフリカ諸國が一・九％、こういうふうな状態に相成つておりまして、その後も大体こういうふうなパーセンテージに近い数字になつております。

○中西功君 僕が聞いたのは中國の割合を聞いて、香港を入れて……

○説明員(前島敏夫君) 中國關係は輸出につきましては同じく一月から九月までの状況であります、全体の二・四％になつておりまして、香港は七・二％、こういう状況になつております。それから輸入につきましては中國關係は三・二％、それから香港では〇・六％、この程度になつております。

○中西功君 輸出は何ほですか。

○説明員(前島敏夫君) 輸出の方が中國が二・四％、香港が七・二％、それから輸入の方が中國が三・二％、香港が〇・六％、こういう数字であります。

○中西功君 さつきから各委員の質問によつてこの輸出計画や、或いは又そうしたものが非常にあやふやな計画……可能性の上に立てられている、そのことから非常なストックという問題

が起つて来ると思ふのですが、序でに二十四年度においてどのような計画をしているか。今まで私が聞いたことは、大体項目が分ると思ひますが、それについて説明して頂きたいと思ひます。

○説明員(前島敏夫君) 二十四年度につきましては、一應輸出の方を五億ドル見当、それから輸入の方を九億五千万ドル見当といったような数字を大体の数字といたしまして、司令部の方から内示を受けているわけでありまして、それ以上の現在の詳しい内容はまだできておりません。

○小川友三君 もう一遍言つて下さい、輸入が幾ら……

○説明員(前島敏夫君) 輸出につきましては五億ドル、貿易外收支が五千万ドル、輸入の方は九億五千万ドル、これだけの数字ができておりまして、日本政府の方では從來それを相当上廻つたいろ／＼の計画を作つておりました、これは今回の司令部の指示によりまして改訂をしなければならぬようなわけで、現在まだ内容はできておりません。

○中西功君 私は昨年の実績を見ましても、計画から見れば遙かに少かつたと思ふのです。その点は輸入においてじやなく輸出において非常に少かつた。今、今年五億ドル輸出が予定されているわけですが、殊に若しこれがやはりアジア市場を相当大きく見込んであるとすれば、又非常な打算外れになると思ふのですが、そして又このような打算外れの上に今後の貿易資金や或いは又そうしたものが立てられれば、これはただストックを増すだけの結果になると思ふ。そういうアジア市場そ

の他の市場への見透しというものは、一應日本政府としてこれよりもつと大きな計画を立てたのだが、どういふふうに考へているか聞きたい。

○説明員(前島敏夫君) アジア市場とかその他に対する市場対策といったしましては、現在日本政府におきましては、貿易協定のやり方によりまして、各國間のドル資金の決済等のつかない場合とか、その他の貿易振興という点を図つておりまして、現在貿易協定のすでに成立いたしましたものが二億八千万ドル見当になつております。従つて來年度五億ドル見当の輸出計画を立てますと、その半額以上というものは現在すでに成立いたしております貿易協定の線に副つて繁いで行くことができてますので、比較的可能ではないかと私たちは考へております。それから実績から申上げますと、十二月におきまして、これはドル数字でございますが、輸出と輸入は比較的バランスの取れた数字が出て参りました、從來に比べて輸出の実績は十二月あたりから非常に好転して参りました。この数字を御参考までに御報告申し上げますと、十二月末におきましては、輸出が四千六百八十九万八千ドル見当、輸入の方が五千五百八十五万三千ドル見当、こういうことに相成りました、差額が八百九十五万五千ドル、こういうような実績が司令部の方から発表されておりますので、これによつて見ますと、輸出輸入の差額というものが縮小されておりますので、比較的バランスが取れて参つておりますし、同時に十二月の実績というものを十二倍いたして見ますと、一年における五億ドルという数字も、比較的確成し易い数字じやないか

というように考へております。その後一月並びに二月の足取りというものは、私のところで相当慎重に見ておりますが、一月においては纖維關係のはつきりした数字がまだ出ておりませんが、大体三千八百万ドル見当になつております。從來この纖維關係というものは六割から七割の間を出しておりますので、それに七割をかけて見ますと、相当の数字が一月も出てくるのじやないか。それから二月も大体同じような線を比較的継続いたしておりますので、比較的今年の輸出計画につきましては、むしろ五億ドルという数字を最低の線にして行きたいというように考へております。

○中西功君 それでは次に、最近貿易公團の改組があつたわけだと思ふのですが、私もこの貿易公團の……一々の新らしい公團について知つてはいるわけじやないのですが、今度の改組が具体的にこの貿易資金やそうしたものにどのような影響を與えるか、或いは與えないか、それを知らして下さい。

○説明員(稻益繁君) 御承知のようにこの三月三十一日附で從來ございまして四公團のうち、現在の貿易公團と食糧貿易公團、この二つが廢止になりまして、その仕事のうち極く一部の仕事は鐵工品貿易公團へ引継がれるということになつております。これとお尋ねの貿易資金との關係でございまして、資金を動かして参りました場合には、この四公團に貿易資金から貸付をいたしまして、その貿易資金から借りた金で貿易公團がいろ／＼な物資を買ふというふうなことになるかと考へます。従いまして機能として廢止せられまし

た分に相應するものは、貿易資金との關係がそれだけ切れるわけでありまして、ただ機能的に引継がれた部分だけが鐵工品貿易公團の仕事として更に継続されるということになると思ひます。資金の全体の額その他につきましては、目下検討をやつてゐる最中でありまして、近く予算の形で提案いたします際に詳しい御説明を申上げたいと思ひます。

○中西功君 それから三番目は輸入の問題なんです。今度の計画においても十億米ドル近いものが輸入されるわけでありまして、この輸入が日本の商社としてはどれ程積極性を以て今後や得るかという問題、それから今のところ殆んど輸入は、日本商社が非常に不利な地位に置かれてゐる關係から、主として外國商社に依存しなければならぬといふふうなこと、或いは又それが來るいろ／＼な不便が派山あると思ふのですが、その輸入の問題について、少し私は詳しく、分つておる範圍でお聞きしたいのですが……

○説明員(前島敏夫君) 今のお尋ねの輸入の問題につきましては、現在日本の商社と外國の商社との間で契約をいたすことが全然許されておられません、輸入につきましては完全なガヴァンメント・ベースというふうなことが行われておるわけでありまして、従つて全部貿易公團の名前に行われておるわけでありまして、民間商社が直接に出る余地が全然ないわけでありまして。ところがこういうふうな状況になりますと、昨日でしたか、中西議員の方からお話がありましたように、いろ／＼輸入物資の滞貨の問題とか、或いは使えんとか使えないとかい

品質の問題、その他いろいろの問題が起つて参ります。貿易協定の方は関係方面とも鋭意折衝いたしました結果、最近の機会におきまして、ガリオアとイロアの物資を除きまして、その他の物資につきましては、民間輸入の制度を実現することができようであると思

います。今後は民間商社と外國商社との間で、民間商社の希望する貨に生産のために必要な物資というものを輸入することができるようになるのではな

いかというふうな考へております。それから尙契約のやり方等についても、現在輸入につきましては全部CIF契約でやつておりますが、そういう点から、運賃とか保険料とか、その他外貨で全部拂うものは貿易外の收支によるものが非常に多いわけであり

第七部 参議院大蔵委員会會議録第七号 昭和二十四年三月三十一日【参議院】
○中西功君 それで日本の輸入業者に聞きますと、どうも今みたいな状態では、日本の商社が輸入しようとしてもできない。又たとえこちらでよい思い

欲しいということでも輸入したものは殆んどないわけなんです。

○説明員(前島敏夫君) それにつきま

○中西功君 十億ドル近い輸入なんです。これは何といひましても、今後の経済を動かして行く原動力みたいなものだと思う。その輸入計画は日本政

○説明員(前島敏夫君) その点につきま

うの方へ提出してあるわけでありま

○中西功君 最後は中國に対する貿易

○説明員(前島敏夫君) 例へば漆と

○中西功君 具体的には、香港や或

これは私は新しい中國の連合政府が

○説明員(前島敏夫君) これはいろ

○小川友三君 簡単に伺いたしま

○説明員(前島敏夫君) 今お尋ねがあ

いかと思うのですが、この点について

○説明員(前島敏夫君) 今お尋ねがあ

○説明員(前島敏夫君) 今お尋ねがあ

○説明員(前島敏夫君) 今お尋ねがあ

につきましては、これは相当來年度の計画といつたしましては、これだけの註文は必ず來るといふ前提でこれを立てておるわけでありまして、現在も註文は各品種について見ますと、これ以上の金額に相成つておるわけでありまして、實際L・Cの開かれる金額とか、そういうものが相当限られておるわけでありまして、まあこの程度がいいところであるといふふうに考へて現在のところは組んでおります。

それからその次の中共貿易の数字であります。これは全部國民政府との取引の数字だけでありまして、それが實際中共地域にどの程度流れたかどうかといふことはこちらでは全然分りません。

次にバルブ資材の輸入計画であります。これは從來からもバルブ資材は相当不足で入れて参りましたので、先般入れましたのはソ連地区から、樺太の方から持つて來たバルブでありますので、今後もういふふうなバルブといふものは日本における必要量だけ入れて行きたいと考へて懇請いたしております。

○小川友三君 それからソヴィエト連邦からサントニンの輸入について本年はどういう計画を持つておられますかといふことを一つ、それから漆とカオリンの輸出ですが、漆は世界的に有名な日本の特産品でありまして、漆の輸出を極めて積極的に政府でやつて頂きたいと思つて、これは漆の木をどんだん植林をするという面において、漆業者が政府からの補助は殆んどないようなものであつて、相当苦心をしておられますが、この漆の木を植えるために、政府はどれだけの予算を補助して

くれますか。この点も沢山補助して貰いたいと思つて、それからカオリン貿易の方ですが、これは日本のはそう優秀ではありませんが、脱色用にアメリカで重宝がられておりますので、このカオリンの貿易については特に中小企業者がやつておりますので、積極的に政府から應援をして貰いたいと思つて、本年度の昭和二十四年度のつまり應援の仕方ですね、氣構えといふのを分つてゐる範囲内で結構です。から、一つお示しを願ひたいと思つて、

○説明員(前島敏夫君) 今のサントニンの輸入の計画につきましては、來年度の計画の数字といふものが、先刻お話し上げましたように、現在まだ決つておりませんので、項目として確かに上がるかどうかといふことは、現在におきましては私には分りません。

次の漆の問題であります。漆の生産状況は最近におきまして、一期に對して、七トンから十トンぐらいの見当の数字であります。日本のこの輸出品の中で漆を使ひます分だけでも、到底それだけの数字では賄ひ切れませんので、從來から香港とか、或いはその他から漆といふものを相当入れておつたわけでありまして、これも現在入つております漆については、相当量が入つておまして、少なくともこの一年間分ぐらひでは使ひ切れなないぐらひの数字があるのではないと思つておられます。従つてそういうふうな在庫と睨み合せて、政府の方でも政策が決まるものであらうと思つて、現在のところ國內の供出その他につきましては、農林省の方で努力しておられますので、そういう点にいろ／＼願ひ

いをしておるわけでありまして、外國とか、香港等から入ります漆についても、國內の漆を混ぜて使ひませんと、實際問題として使ひませんのです。そういう点は特に外國から品物が入りましても、國內の供出についてはできるだけ力を入れて頂くように願ひをいたしておるわけでありまして、

それから次のカオリンの問題につきましては、これも香港とか、或いは朝鮮からカオリンが現在すでに相当入つておまして、恐らく來年度も相当量カオリンの輸入があることだらうと思つておられますが、これも國內のカオリン等とも適當に配合をして使つておられますので、國內のカオリンも陶磁器の輸出といふものが、今後の爲替レートがどういふふうな影響を受けるか分りませんが、そういうふうな一つの爲替レートという關所を通過し、前途可能性がありますれば、國內のカオリン増産といふものも相当力を入れなければいけないものだらうと考へておられます。

○中西功君 この我々に渡された表の中で、貸付金千四百四十六億、それから償還金が千二百二十八億とあるんですが、この差額が相当あるわけですが、この差額はさうするところではどこに行つてゐることになるんですか。この差額は大きな差額ですよ。

○説明員(稻益繁君) 貸付金は御承知のように、この法律の運用によりまして、貿易資金から貿易公團へ貸付けるものでありまして、貸付金と償還金千二百二十八億との差額は、結局貿易公團に対する貸付残として残つておるわけでありまして。

○中西功君 そうすると三百十何億と

いふものが貸越になつておるわけですね。

○説明員(稻益繁君) そうです。

○中西功君 その三百十何億といふものと、ここで要求されておる三百億とは見合ふわけですね。金額の上では見合ふように思ひますが、この間に必然的な關連はないのですか。

○説明員(稻益繁君) ございません。

○中西功君 それはどういふわけですか。

○説明員(稻益繁君) と申しますのは、この貸付残の……先程申し上げましたように建前が輸入物資の賣却代金で賄つて大體輸出をやつて行く、その際に貿易公團に對して貸付金をするといふことで行つておられますが、この三百億の私共の方で今度拡張いたしました借りまします方は、全体の資金でありまして、この公團に對する貸付金はその中の一部としてこの貸付残の、例へば十二月末でありましますと、ほゞ三百億近くが一部は手持の商品として先程から問題になつております輸出物資の手持高、それに大體なります部分と、後は貸付まして、輸出が済みました場合に貿易公團として清算拂をいたしたもので、その間の喰ひ違ひによりまして未受領金、公團の立場から申しました未受領金がこれだけの貸付残の中に相当額入つておるといふ結果になります。たゞ／＼結果として、御指摘のような三百億が公團に貸付られておるといふことは、結果としては起つて参りますが、直接の關連はない、かように考へます。

○中西功君 それで貿易公團として、千四百四十六億の金を貸付け、更に又千二百二十八億の金を貸付金として運轉

する。こういうふうな場合にその金利關係、そういうものはどうなるんですか。

○説明員(稻益繁君) 金利は私の方の貿易資金で日本銀行から借りまします場合に、日歩一銭の金利で借りまして、又貿易公團に對して貸付けます場合には、同じく日歩一銭で貸付けをいたしております。

○中西功君 で又これだけ沢山金が動くと、余程この金の經理をきちんと思ひます。そこで今度三百億借入れをするわけですが、その三百億の金利の問題ですね、これはさつき日歩一銭だといふことになつておられますが、一般にそれはどこで処理しておるわけですか。そういう金利の負担の問題、第一の問題は、これはどんなふうにして、要すれば誰が負担をするのか、それから又どういふ勘定でこれは処理するのか、その二つ……

○説明員(稻益繁君) 貿易資金が日本銀行から借入れます借入金金利負担は、特別會計法におきますいわゆる経費勘定で、歳入歳出の面で計上されております。従ひましてこの公團に對する貿易資金の貸付金の金利は、まだそれだけのものが特別會計に納入になるということになつておまして、その差額がございまして、その差額によつて剰余金が出たり、或いは不足が出るということが特別會計の中の経費勘定の中で現われておるといふふうになつております。

○中西功君 そうすると今度の場合特別にこの法案と共に予算の方に……そういう意味で特別會計の方にはこれを出す必要はないのですか。こちらの

方にそういうことを載せる必要はないのですか。今補正予算が出ているわけですが。

○説明員(稲益繁君) 只今の御質問、今度の補正の中に入っております。

○中西功君 それはどこにありますか……

○小川友三君 本法案は極めて重大な法案でありまして、商工大臣の御出席を求めまして、それから審議を進行したいと思ひますが、皆様にお諮りいたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
〔波多野鼎君大臣出席するまで休憩したかどうかと述ぶ〕

○理事(黒田英雄君) 商工大臣は来ることになっておりますが、それまで次の法案を審議した方がよいと思ひますから、これはこの程度にします。

○理事(黒田英雄君) ではその間に産業設備官の業務上の損失に対する政府補償等に関する法律案、これの審議を願ひたいと思ひます。

○小川友三君 今提案されました法律案につきましては、法的な解釈がございまして、特に法制局長官と参議院の法制局長と出席して貰ひまして、法的な解釈をして貰ひたいのですが、お諮り申し上げます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○理事(黒田英雄君) 法制局長官の点ですが、それは要求します。外の点について……

〔理事黒田英雄君退席、委員長著席〕
○中西功君 緊急動議、商工大臣も要求してありますし、或いは法制局関係の人も要求してあるのですが、その人たちが来るまで、暫くの間休憩を二つお願いしたいと思ひます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕
○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ありませんか。それでは暫時休憩いたします。

午後三時四十分休憩

午後五時八分開会

○委員長(櫻内辰郎君) これより休憩前に引續いて会議を開きます。産業設備官の業務上の損失に対する政府補償等に関する法律案の審議中でありまして、一時これを中止いたしました。この際、國有鉄道事業特別会計法の一部を改正する法律案の審議に入りたいと存じます。本案に対して、御質疑がありましたら御質疑を願ひたいと存じます。

○中西功君 ここで提案理由書の中の第四点としてですね。この新たに用品勘定を設けて、この用品の再評価をしてですね。そして資金の増加に充てるといふことになっておりますが、こゝういふ再評価することが、具体的に言つて損益勘定、その他の或いは工事勘定、そういうものに具体的にどんな影響を與えるのか、成るだけ数字を以て説明して頂きたいと思ひます。

○政府委員(佐藤一郎君) 只今手許に数字がございませんで、詳しい数字は鉄道省の方からお答えいたすと思ひますが、要するにこの中間貯蔵品勘定におきまして統制価格が上りました場合に、高い価格で用品を買う。そしてそれに必要なための評価増をいたしまして、それによつて他の勘定に対して高く賣ることになるのでありますからして、他の勘定におきましては当然予算が膨れる、こゝういふことになるわけですが、その数字はちよつと今……

○中西功君 具体的に一番大きい問題を

は、恐らく損益勘定にどんな影響を與えるかといふことだと思ひます。大体のあれはありましようから、一つ鉄道省の方からお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(三木正君) 詳しい数字が申上られなくて、甚だ申訳ございませうが、本年度における工事勘定、損益勘定を通じて、物品の代金、物品によつてやるものが約四百五十億ぐらゐだろふと思ひますが、これは七月までは前の値段であり、八月以降公價の改訂によりまして、八割増ぐらゐの單價で見込んでゐるわけでありまして、から、年度を通じて、一年間のうちの三分の一については昔の値段であり、八割増えた値段、年度を通じてと、八割の三分の二であります五割程度の物件費の膨張を來たしてゐる、こゝういふことになる勘定でございます。

○中西功君 これはまだその法律が改正されていないので、要するに今までは購入した価格で、すべての勘定が行われておるわけですね。ところがこの法律によつてこゝういふことを補正するといふわけですね。だから補正する額がどのぐらゐになるかといふことを聞いてゐるわけなんです。

○政府委員(三木正君) 勿論この法律が通らなければいけないのでございませうが、大体関係方面の示唆もございまして、本年度の工事予算並びに損益勘定の予算は物件費に関する限り七月以降公定価格の値上りを見込みまして、約七割の値上げを見込まれまして組んであつたのでございませう。実際に公定価格の引上げが実施されましたのを見ますと、品物によつて、いろ／＼

値上りの違いはございますが、平均いたしまして八割乃至十割の値上げになつております。でありますから我々もいたしましては、八月にその物品の出納單價の改訂をいたしまして、こゝういふ法律の予想をいたしまして、新しい公定価格で決算の準備をしておるわけでございます。でありますから七割で見込まれた予算が実際に八割乃至十割になりましたために、それだけ事業費なり工事勘定の仕事は抑えられた格好になつております。現在これでの法律が通りました際には、そのまま決算されるのでございまして、資金の余裕が生ずることはないのでございませう。資金という言葉が非常に紛らわしいのでございませうが、これは現実の資金ではございませんで、運転資金といふ名目の予算上の資金額がそれだけ増加される。損益勘定なり、工事勘定から代金として返つて來るわけですね。次に品物を買ふそれだけの流動資金、資金と申しますと、現実の金のように聞えがちでございますが、それだけのフアンドが膨れ得るということになるわけでありませう。若しこれをやらなければ、元の古い公價でやりますれば、成るだけ沢山の仕事ができると同時に、次のものを買ふためには値段が上つておりますから、同じ数を揃へるために資金の補充をしなければならん。昨年度まではそれを公債費或いは借入金によつて特別の予算によつてやつて頂いておるわけでありませうが、今年はそれをしてしないで、自動的に資金の回收ができるという恰好をとるためにこれが出ておるわけでありませう。

○中西功君 それは昨年の改定のときに大体八割増といふふうに計算を組んだ。それがその後そうではなくて実際に上つておる。もつと上つておるから、そのように直すといふのか、それともすでに買込んである多くのストックがあるわけですね。それは非常に安いときに買込んだもの、ところがそれがやはり今までのやり方では買込んだときの値段で以て帳簿につけられておるから、或いは又こゝういふふうにして工事勘定や損益勘定の表についておるから、それを現在の大体の線の線まで上げてやるというのか、その二つは私は違ふと思ひ、どちらですか。

○政府委員(三木正君) 持つております品物も、今後買いますものも、皆に割掛けを、用品勘定のいろ／＼な経費を加えたものですべて決算をして行つたわけでありませう。

○中西功君 どうも私分らない。もう一度伺ひますが、だから、分り易いように具体的な勘定の数字で以て言つて貰ふと非常にいいと思ひます。八月に改定したときに八割といふふうに入組んでおる。そういう予算上の問題で実質と合致しないから、これを直そうといふのか、そうでなくて現に購入しておつた「用品勘定」で保有する貯蔵品の価格を一般の統制額に準じて改定し、と書いてある。即ちこゝでは予算面ではこゝういふに決められたといふことになくて、実際に貯蔵してゐる価格を今の價格に引上げて資金の増加を図らうといふのでしよう。この二つで私は違つてゐると思ひますが……

○政府委員(三木正君) どうも私の説明がまずくて御理解が願へないので大変申訳ありません。こゝういふ品物を十個持つてゐるとします。五円のもの、五円で買ひましたが、七月から今度十

円になります。これを十鉄道運賃のために要するとします。その時にこれを五円で決算して行きます。買込んだ値段が五円あります。このままこれは五円であるからというのでこれを工事に使つたときに、この中には五円として入つていくとします。そうするとその次に、しよつちう一定のものを保有しておらなければ鉄道は運営できないわけでありまして、二つ使つたからこのとき二つ買ひ、二つ買ひ足すというときにもう公債が改定になつて十円になつていく。そうすると一個十円だから二箇で十円金が足りなくなります。鉄道は常に或る程度のものを持つていなければならぬのですから、値が上つても尚安値で決算しておりますから、次に所要の量を確保するためにはその差額だけを何らかの形で補充しなければならぬ。それを在來は運輸資金の不足ということで公債なり借入金によりまして、そのまゝの値段で決算して、その次に膨脹した物品を賄うためにはそういうものを借入金でやつておきますと、それでは甚だ不健全でありますから、今度は公債が改定になつたときに十円で決算して行く、十円で使つたとして行く。そうすると運輸資金という一つの項目におきましては、自分は五円で買つたのでありますが、十円で損益勘定なり工事勘定に賣つたことになりまして、そこにその勘定としてはそれだけの利益が生ずるわけでありまして。

○中西功君 水ぶくれですね。

○政府委員(三木正吉) 水ぶくれではございません。現実にはそれだけのものを使つたものとして、現実にはそれだけの値段のものを使つたのであります。

ら、それとして許される予算の範囲内でやつて行く、これが私は正しい考え方だと思ひます。それを十円で計算して参りますから、余裕ができてしまつても、次に必要な二個を買ひ足すときには買ひ足す値上り分が保有できることになつて行きます。それを前には予算では七割に見ておりましたが、実際は八割なり十割の値上りを見ましたために、初め予定された予算を現実的に削減したことになります。それでいろいろな工事手控をいたしまして、或いは事業の面においてもそれだけ物件費において制約を受けて来る、こういう恰好で年度を越す姿であります。

○天田勝正君 二点お伺ひいたします。第一点は第九條二項の改正であります。この中には「中間勘定その他の所要の勘定の区分を設ける」としてありますが、その所要の勘定とは一体どういう点を予定されているか。第二は附則の第五項とそれから提案理由の説明の第四点との関係であります。提案理由の説明によりまして、「これらの勘定において必要の都度当該勘定に用品割掛費と購入原価との合計額をもつて使用せしめておるのであります。この言つてゐるわけですが、第五項を見ますと、この割掛費用を加えるというふうなことは、全然どこにも出ておらないのですが、こういう点はどうして割掛費用を加えた価格がこの勘定における価格とみなし得るのかどうか。それからこの「統制額の改定に基きこの会計において保有すべき貯蔵品の量に不足を生じたときは、この言ひこととは価格の改定、統制額の改定が行わ

れたならば、その年度の当初から使用した分までも一体新しく改定されたものとみなして、そうして中間勘定の方へ渡すときには渡してやる、こういうことになるのか。その不足しただけを新しい公定価格とみなして渡してやるのか、そのいずれなのか、明確を欠いてゐると思ひますが、この点についてお伺ひいたします。

○政府委員(三木正吉) 第九條の第二項を改正いたしますのは、第三條の二項において、減價償却引当金の外にその他の引当金を設ける、修繕引当金のようなものを予想してゐるのでありますが、そういうものを設けることができるというふうに直して頂きたい、こういうので第三條の二項ができたわけでありまして。そういう條文ができましたに從ひまして、その引当金の内容をばつくりするために、勘定区分もそれに相應する勘定を設けまして、その内容を明細にしたいというので、第九條の第二項ができてゐるのであります。それから第三点について、年度の当初から値を上げるのか上げないのかという御質問と心得ますが、これは公定価格が上つたときから賣れて行く、こういうことに考えております。實際問題といたしましては、公定価格の改定は非常にだら／＼と行われまして、一遍にやれませんので、大体七月一杯で殆んど大部分のものが改定になりましたので、八月にその価格の改定を行います。その八月以降はそれによつて決算いたしました。だから七月までは前の公定価格において決算をして行つております。

鉄道で物を買ひまして使用いたしました。まだには、買入の原価だけではございませんで、それを運搬いたしました費用でありますとか、例えば石炭のごときものは、消費地で配炭公園から頂くのではなくて、経費の節約のために、山元でこれを買ひまして自分の手で運送してゐるのであります。その方が非常に安くつきますから、船舶の輸送費なり或いはポート・チャージなり、そういうものを拂つております。その間にそういう経費、或いはその間に壊れるものもできますが、その壊れたものの費用であるとか、それに從事いたしました職員給料その他の費用でありますとか、そういうものを資材の値段に加へまして、それが本當の使用値段だ、使用地までに要した費用を加へまして決算をして行く、こういうことにいたしてゐるのであります。

○天田勝正君 今最後にお答えになつた点は、割掛費用を加えた額をそういうふうになすというは分るのであります。それが第五項によつてはそういうものを価格とみなすということが明確になつておらないが、その点はどうかという点であります。

それから第九條の二項の改正は「その他所要の勘定の区分を設ける」という言つてゐるのだが、その他、前に列記した外の「その他所要の勘定の区分」というのは、どういうことを予想されているか、こういうことを質問してゐるのであります。

○政府委員(三木正吉) 只今現実に大蔵省と御相談していろいろものを直ぐ置きたいというものはできておらないのでございまして、私共として勘定科目の改正として考えておりますものは、具体的に申し上げる時期に至つておりません。ただこの勘定科目だけではない、必要に應じてはその他の引当金を作つて、その勘定を明細にして、経理もはつきりすることができるといふことを規定して頂きたい、こういう意味で出したのでございまして。もう一点は……

○天田勝正君 附則の第五項の点なんです。私がさつきお聞きしたのは、提案の理由の説明の方で用品を「割掛費と購入原価との合計額をもつて使用せしめる」というふうになつておる。ところが購入原価と割掛費を加えたものを要するに価格とみなすということは、第五項によればどこにもこれでは書いてないが、不備ではないか、こう聞いておる。

○政府委員(佐藤一郎君) 只今の御質問ですが「貯蔵品の価格を改定し」とございまして、この価格という觀念はどういう觀念かという説明が、この提案理由の説明に書いてあるのだらうと思ひます。この価格をどういう内容のものとするかというところは、鉄道の経理上從來から、説明にありますように、この両方を含んでおつて処理しておつたわけでありまして、今後もうそういうふうによりまして頂きたい。そういう氣持であります。

○天田勝正君 習慣上そういうことをやつておられるのですから、別に取扱方が不自由でなければ差支えないわけですが、結局そういう習慣だけで、何も法文上の根拠がないものでは不備ではございませんか。

○政府委員(佐藤一郎君) 價格という言葉は内容的に必ず分析して規定をしなければならぬということになります。

と、この貯蔵品勘定のごときは各勘定に關係がございまして、すべての場合に價格の内容を現わすという事はむしろ困難であります。それらは實際上予算の面におきまして、二十三年度においても審議をして頂いておるような状況になつておりまして、從來からこの程度の表現で現わしておるのでありますから、御了解を願います。

○波多野君 提案理由の中に、この會計で支拂上現金で不足が出た場合に、一時借入金金の借入れ又は融通証券の發行でやつておつたのだが、一時借入金の借入れ又は融通証券の發行を待つことができないような火急の場合におきまして、國庫の余裕金を使うという途を開いておる。併しこれは昭和二十四年度に限る。二十五年度からは國庫の余裕金を使うというようなことはしないと言つておられますが、一時借入金又は融通証券の發行で間に合ふことができないという火急の必要は、二十四年度でもうなくなるわけですから、二十五年度以降はどうか、その点の説明を願います。

○政府委員(佐藤一郎君) 実は本予算が全部現われませんと、或いは予算の方で分つておられないかも知れませんが、御承知のようにこの特別會計は、明年度からは日本國有鐵道ということに全然組織が改まりますわけであります。当初は四月当初からという組織になる予定でありましたが、いろいろの事情で多少延びましたのですが、この年度の比較的早い期間においてこれが國有鐵道に変わりますのですが、従いまして特別會計というものがなくなるわけでありまして、差当つて六月から國有鐵道になりまして、五月までしか特別會計というものはない、こういうことになりまして、本年度限り、二十四年度限り、こう書いてございませう。

別會計というものはない、こういうことになりまして、本年度限り、二十四年度限り、こう書いてございませう。

○波多野君 それは分りますが、こういう借入金とか融通証券の發行によつて賄うということができない程と、それ程火急の事件というものは、一体どんな事件なんですか。

○政府委員(佐藤一郎君) これは御承知のように、借入金をいたします際に、日本銀行から借入をいたします際に、非常に手続その他によりまして期間を要します。それで差当つては、例えば月の八日に給料を拂わなければならぬ。これが相當の額に上る。確か二十億くらいですかになるわけですが、そういうものをどうしても八日なから八日に給料を拂わなければならぬのですが、どうしても日銀の借入金の手続がそれまでに間に合わないのがあります。従来もこういう例がたびたびありまして、鐵道としては非常に苦しいわけでありまして、特に又借入金のやましくなつた、こういう趨勢でありますので、それに對應するためにこういう規定を設けたのであります。

○波多野君 日本國有鐵道ですか何かならんと、その場合にどんなことになるんですか、予想されることは……

○政府委員(佐藤一郎君) 日本國有鐵道は明年どういふふうになるか、問題であります。勿論必要な場合には、今度國有鐵道に關するやけり會計の方で同様の措置を必要とあれば採らなければならぬことになりまして、ただ特別會計はこの二十四年度の当初だけのものではありますからして、會計法の

改正をいたしましたので、こゝに挙げてあります。

○委員(櫻内辰郎君) 外に御質疑はございせんか。

○中西功君 さつき聞いておつた続きを私は聞くのですが、この法文では、確か私が聞いておる説明書の第四点は、附則の一・二・三・四・五と書いてある五が相當する点だと思ふのであります。昭和二十三年度中における物品の價格等の統制額の改定に基きこの會計において保有すべき貯蔵品の量に不足を生じたときは、同年度中において、貯蔵品の價格を改定し、これに因り回収する資金をもつて、貯蔵品保有量の増加に充てることができる。これですね。これがさつきそのあれですね。ここに「保有すべき貯蔵品の量に不足を生じたとき」ということになつております。まあその範圍ですが、貯蔵品の價格を改定し、これに因り回収する。云々。これは一般の民間会社或いは公團關係、そういうところだと、價格改定がありまして、ときには、價格差益金が取られることになつておる。今取つておるかどうかはよく知りませんが……

併しそれは國や、或いは公共團體には適用しなかつた。何故それを適用しなかつたかといふ、こういうことをしなから適用しない。即ち五円で買つたものは五円で賣るから、これは適用しない。價格差益金のあれはね。こういうふうによつたんじや民間に價格差益金を取る根拠はなくなつちやうじやありませんか。國有鐵道だけこういう勝手なことをしたんでは……私はそれで聞いておるわけなんです。その關係は一体どうなるのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) これは私で適當にお答えできるかどうかあれですが、要するにこの貯蔵品勘定というものは中間勘定でございまして、そこでは實際清算いたしまして、そうして或いは相當特別の意味においてストックしておいて利益を増すという關係では勿論ございせん。ですからいへば通り抜けてしまひまして行くわけなんです。ですから鐵道の事業といたしましてはこの價格改定が行れない限りは貯蔵品の數量は段々減つて行くわけでありまして、鐵道の經營自体は成立たないわけでありまして、そういう意味から言へば鐵道經營の内部の操作として當然のことと考えられます。

○中西功君 それでそういうものは損益勘定やそういうところに現れて来るのであります。私も余り會計のことにはよく分らんけれども、このように貯蔵品の價格改定をやつて行くといふのは當然損益勘定においてはいいわけの支出増として現れて来るわけなんです。支出増として現れて来て、そして要するに損益勘定に持越して行くだけに過ぎない、ちつとも問題は解決されて行くのじやなくて、ただ損益勘定に移行して行くだけなんです。それでその損益勘定においてこれだけの損益がありますからというところから、幾多のことが國有鐵道としてやれる、今まではそれが損益勘定については現われずにはむしろいわけの貯蔵品の不足という方向に現われおつたのを、ただ損益勘定の方にこの問題を移行するに過ぎない。そして損益勘定がそう言へば一つの水増しであつて、損益勘定においてはいへば支出増となるわけなんです。その支出増となる結果が一体どういふふうな結果を持つたかといへば、それは直接には若し獨立會計の範圍内でこれを何とか処理しようとする、或いは労働者の賃金を値上げできない、或いは切り下げ、こういう方向に向つて行くことは極めて確実であります。ですから、こういうことからいふふうな意圖が……ことが必然に起つて来る、而も若しどうしても國鉄がこのような赤字なんだからといふのであつて、一方には一般會計の方に又何とがしてくれないかといふことを要求して、一つのいわゆる基礎資料にもなる、だから私の意見として言へば、こういう小手先のことによつてその換價の改定においても勿論いろいろなことが起る、必ずしもいへばばかり起らん、それだけじやなくて損益勘定に移した結果はそういうふうなことが起つて来る、こう思ふのであります。その点はどうか。

○政府委員(佐藤一郎君) それは要するにこの貯蔵品勘定の價格が改定されますと、それを受けてどうしたところの損益勘定でありますとか、建設勘定の費用が増加することは當然であります。併しながらこれは即ち統制價格が上つた結果でございまして、鐵道として統制價格が上つた以上、出すべきものを出すというところは又當然だと思ひまして、貯蔵品勘定はただその最後の損益なり建設勘定に行くまでの中間勘定に過ぎないのでありますから、これは當然のことと考えます。

○波多野君 この委員会は當然に相當重大な点があると思ひますので、その点質して置きますが、公定價格が上つたことによつて手持品の價格を公定價格に轉寄せするということによつて

果を持つたかといへば、それは直接には若し獨立會計の範圍内でこれを何とか処理しようとする、或いは労働者の賃金を値上げできない、或いは切り下げ、こういう方向に向つて行くことは極めて確実であります。ですから、こういうことからいふふうな意圖が……ことが必然に起つて来る、而も若しどうしても國鉄がこのような赤字なんだからといふのであつて、一方には一般會計の方に又何とがしてくれないかといふことを要求して、一つのいわゆる基礎資料にもなる、だから私の意見として言へば、こういう小手先のことによつてその換價の改定においても勿論いろいろなことが起る、必ずしもいへばばかり起らん、それだけじやなくて損益勘定に移した結果はそういうふうなことが起つて来る、こう思ふのであります。その点はどうか。

指定されまして清算したが、その先に契約した金額のうち十三億円補償しただけで、残りの十一億円は補償してい

ない。ところが実際には、この契約期限の経過後においても同営團に相当の損失が生じた、こう説明しておるわけ

であります。この説明を聞きますると、本來年限が十六年度から二十一年度までにできた損失であり、且つその

補償額の最高は二十四億円である、こういうことでございまして、最後の結

おきまして、と言つておる点からい
たしますと、明らかにもう期限は切れ

で、これは失効しておるものだから、こういうことに説明がなると思いますが。そうして昨日の説明におきましても、結

局これは先の産業設備営團法との関係はないのである、こういうことが可なり明らかにされて参りました。尤もそ

の關係があつて確かに産業設備營團法によつて契約したのが今日有効だとすれば、新たにこの法律を出すまでもな

く、この契約に基いての請求権を行使すればそれで用が足りるわけであるにも拘らず、所らしくこの法律を出して

來なければならぬという点は、明かに曾ての産業設備営團法との關係ではある。

ここに法律を出したということが明らかになつたと思います。そう

この第一條に規定いたしました言葉によつてこれが十分であるとお考えに

なるかどうか。更にこの提案理由の説明によつて、今私が申上げた点、それらとこの法律との関係はどういうことと

相成りますか、この先ず二点をお伺いいたしまして後に大臣に質問したいと

思います。

○政府委員(林修三君) 多少私のお答

えが御質問の趣旨に全く合つてゐるかどうか聊か疑問でございしますが、一應私共といたしまして考えておるところをお答えいたしたいと存じます。この法律は産業設備償還法の十七條に基いて産業設備償還法に指定せられる前に生じた損失を補償するための規定でございまして、過去の産業設備償還法におきましては、お説の通りに昭和十六年度から二十一年度までの間に生じた損失を、二十四億円を限つて補償することにいたしましたのであります。その二十四億円の範囲の損失補償が二十一年度までにおいて向確定しなかつたために年度を経過したわけでございます。その年度を経過した分をこの際諸般の事情に鑑みて補償をしようという趣旨のものであります。この條文でその趣旨は出ておると考えておる次第でございます。向又私昨日質問の席におりましたので、或いは産業設備償還法の効力の問題についての御質問もあつたように伺つておるわけでありまして、その点御質問があればこの際お答えをいたしたいと存じます。

○天田勝正君 簡単に質問しますが、

そういたしますと、あなたの御説明では、産業設備償還法に基いての損失を補償するのだ、これがまあ第一條であるけれども、その由來が二十一年度前に起きたんだけれども、その損失が現われて來たのが二十一年後になつて來たこゝういふような説明だと思ひます。

○政府委員(林修三君) この損失補償を生ずるに至つた原因は、この産業設

備償還が事業をやつておつた當時のものであると存じます。

○天田勝正君 まあそれと仮定してよ

いですが、そこでそうだとすれば曾ての……、ここに損失補償契約の写しが幾つも出ておりますが、これを見ましても、当然請求権を發動しさえすればよいことになつております。この契約で……、そこでいいことになつてゐるものを新らしく法律を出さなければならぬといふところは、これは無関係になつたと我々は考えるのだが、それこれから生じた二十一年度までの中からいつになつても請求ができる、こ

ういふふうに考えて、結局この第一條が

できたと思はれるを得ないわけなんです。当然この契約書が活きてゐるとすれば、この契約書に基いて請求権を行はせるだけではないのじやないのですか。改めて法律を出さなくても……

○政府委員(林修三君) 過去の損失補

償契約は昭和二十一年に生じたといふ旨に取つておりました、それまでに確定した分だけをそれまでに拂ふという意味でありまして、二十二年から以後において確定した分は期限を経過したものと考へてゐる次第でございます。

○波多野君 どうも説明が曖昧で分

らなないのであります。別の角度から同じ問題を聞きますが、第一條に産業設備償還法第十七條に規定する業務により昭和二十二年及び昭和二十三年、二十四年とあるところがこの産業設備償還法は二十一年十一月ポツダム政令によつて解散を命ぜられてゐる、解散させられてゐるのです。これはもうないのです。ないものが二十二年、二十三年

において損失を受けるとか、十七條による業務であるといふことはある筈がない。これはどういふ意味ですか。

○政府委員(林修三君) その点は私の

先程申しました言葉が多少不十分であつたかと存じますが、産業設備償還法に閉鎖を命ぜられた以前に行ひました業務と申しますか、いろ／＼工場を建てたり或いは貸したりいたしてございす、そういうものがその後清算過程に入りまして処分したりいろ／＼してございす。そういうことに基いて生じた損失といふ意味でございまして、つまり十七條の業務により生じたといふ意味は、その起る原因が二十一年以前でありまして、確定した損失は二十二年、二十三年において生じた。そういう意味に解釈してございす。

○波多野君 だから昨日からいろ

う問題になつてゐるのです。産業設備償還法はもうないのです。そして閉鎖機関整理委員会があるだけなんです。ところが閉鎖機関整理委員会からの説明、資料を今日貰ひましたが、それを見ると二十三年、二十二年、そういう時期において産業設備償還法が解散せられた後において、いろ／＼処分をやつております。この行為は誰がやつた行為であるか。

○政府委員(林修三君) 産業設備償還

法は昭和三十二年十一月に閉鎖機関に指定されておりました。その後において新しい、いわゆる十七條の規定では業務は行ない得ないことになつたわけでございます。その後は清算過程に入りまして、そのものがなくなつたわけではございません。これは普通の法人と同じように清算法人

に相成りました。それが閉鎖機関に指定された関係上、その清算事務を閉鎖機関整理委員会の委員会において行なつてゐるわけでありまして、閉鎖機関指定後において、過去において向いろ

の業務に基いて財産等を処分いた

してございす。これは清算人として閉鎖機関整理委員会がやつた行為であります。従ひまして清算法人として向存続してゐるものと解釈してございす。

○天田勝正君 もう一度はつきり聞い

て置きますが、この契約書に基いて請求権を發動したが故にこの法律を制定することになつたわけではないのです。

○説明員(田代一正君) 只今の御質問

に對しまして御返答いたします。今度法律で規定いたしました点は、今までありました契約が昭和二十一年までの業務によつて損失したそれを対象としておりますので、当然二十二年及び二十三年の分は今までの契約では効ない切れない、今までの契約では失効してゐる、こゝういふ状態でございますから、従ひまして新しいものであると思ひます。

○天田勝正君 その請求権の發動とは

何の関係はないと解釈していいですね。法律自体は関連はございすが、数字的には関連があるが、この契約に基く請求権の發動とは何の関係もないでしよう。

○政府委員(林修三君) 今の大蔵省の

説明ですと、さうでございます。○小川友三君 第一局長、これはあなたの答弁が非常に下手ですよ。ポツダム宣言受諾によつてこの法律が生れたのです。その支拂なんですよ。

これはあなたはそのうではなくて、清算してない中に損がつたといふ解釈をしますが、二十二年、二十三年においてこの損害が発生したのだといふ御解釈は勉強が足りないのではないかと

思ひます。

それから今の閉鎖機関になつてもまだ償還があるのだといふ御解釈でありましたが、これは閉鎖機関としての償還は形態が變つてしまつた。さうであります。その点を一つ。

○政府委員(林修三君) 前段の御質問

は何と申しますか、損失はやはり昭和二十二年及び二十三年において確定したものでございす。その点は、それから今お話の閉鎖機関指定後の法人の性格の問題でございすが、これは勿論閉鎖機関指定後においては向ゆる閉鎖機関になりまして、普通の解散法人と同じく法人格は存続してございす。ただ閉鎖機関はその清算事務を閉鎖機関整理委員会が行う。さういふことが普通の法人の場合と閉鎖機関である場合と違ふ。こゝう思ふのであります。

○小川友三君 今のあなたのお答は

この法案を決めるに重要なポイントになつておりますので、そのつもりでゆつくりで結構ですから本當のことを言つて頂きます。あなたの解釈如何によつては重大な問題になりますので、この法的根拠につきましてもどうかもう少し眞のある御答弁を是非願ひます。

○天田勝正君 大蔵大臣も相当お忙が

しいでしから、まだ法律の勉強は不十分であるのでありますけれども、お聞きの通りでありますので、その点お含みの上御答弁願ひたいと思ひます。昨日來この委員会であつた問題

になりまして、この法律の意義が相当あるという点であります。今お聞きになりました通り、この法律と曾ての産業設備償還法によるところの契約は、何ら関係はないということだけは明らかになりました。そこでこうして何ら関係がなく、請求権を發動されたのでもないのに、こうした法律を出さなければならぬという政治的な根拠は一体どこにあるかという点を昨日質問したわけであります。それは今日の財政が困難のときに、可なりの民間からのい／＼な要求があるにも拘わらず、それに應じ切れないという現状であろうと思ふのであります。然るに何ら請求権を發動されておられないものが、そのような補償をしなければならぬ。これは誠に私共には理解に苦しむ点であります。そういう観点に立ちまして、大蔵大臣はこの法案を提出されるには、何らかそこに経済的に、或いは政治的にもこういう根拠に立つて、これをどうしても出さなければならぬという理由がある筈であります。その根拠というものがこの説明だけでは、ただ償還と契約した当時の残りがあるから補償するという程度でありまして、別段これによつて特に重大なる影響というものが明らかにされておられないのであります。そういう点からいたしまして、今申しました政治的な理由、経済的な理由ということを明確に御説明願ひたいと存じます。

○國務大臣(池田勇人君) 本法案につきましては、貴重な時間を御熱心に御審議頂きましたことにつきまして、厚く御礼申し上げます。実は御承知の通り昭和二十一年までに産業設備償還法の補償します金額は大体二十四億円で決め

られておつたのであります。その後閉鎖機関になりました関係上、整理事務が遅延いたしました。最近になつて漸く整理ができたのであります。而して片一方では、金融機関再建整備法その他の経済再建に基きます法令によりまして、具体的処置が／＼取運ばれたような次第でございます。従ひまして、金融機関再建整備法等におきまして、新旧勘定を分けまして、預金者その他の預金について非常手段をとつたのであります。本問題が先に二十四億円の補償を御審議頂いて関係上、金融機関等の整理につきましては、これが一應賅えるものといひまして、整理いたしましたのであります。従ひまして御承知の第二封鎖預金の切替、その他につきましても、これを見込んでやつておるのであります。従つてこれが万が一にもどうかという点とになります。金融機関の再建整備、又預金者に対するあの第二封鎖の復活等に非常な影響があることではあります。従ひまして私といたしましては今日までこれが延びたという点とは／＼な事情がありましようとの意慢の誇りを免れたいと思ふのであります。併し以上申述べましたような事情がございますので、その辺を了いたされまして、速かに御審議をお願いしたいと思ふのでございます。

○木村福八郎君 只今大蔵大臣から金融機関再建整備に當つて、すでにこの補償が賅えるものと、そういうことを想定して金融機関再建整備をやつた。ところが金融機関再建整備の結果、第二封鎖預金は相当余つたのです。あの第二封鎖預金というものは戦時補償打切りに伴つて、あれは打ち切られる性質のものであつたのであります。それが相当第二封鎖預金が多つてそれを解除したのであります。あれだけの金額があるならば、こういうものを賅う賅えなくても第二封鎖預金を切捨ればちやんと整理ができたに違ひない。而もこれを補償する根拠は、只今の政府委員のお話によつて明らかになつた通り、天田委員の質問によつて明らかになつたように、産業設備償還法に基いて、この損失を補償する根拠が一つもない。産業設備償還法には三十九條、それから四十條によつて損失を補償する契約をなすことができることになつておりますが、又その損失を審査する委員会を作ることになつておりますが、産業設備償還法に基いてこの損失を請求する根拠はないといふことが明らかになつた以上、全然新しくここで又この損失補償を認めるか認めないかという問題になつて来ると思ふのであります。而も最近金融機関においては、再建整備以後相当沢山の儲けをしておるわけでありまして、今一番儲つておるのは金融機関であります。この程度の損失を打切つても金融機関に混乱が起きます、そういうことはあり得ないと思ふ。又そんなに急いで何故この補償を早く決めなければならぬという根拠について、もう一つお伺ひしたいのですが、大蔵大臣は昨日の私の質問に対して、二十四年度からは交付公債みたいなものを出したくない。本当のバランス・オブ・パジエツトを組みたい。そう言われましたが、二十三年度と二十四年度との間には一日しか相違がありません。今日と明日においてははです。今日交付公債を発行するといふことは、や

はりバランス・オブ・パジエツトを組む上によくないといふならば、明日に於いてもこれは同じことなんであつて、本当に二十四年度の予算からバランス・オブ・パジエツトを組みたいといふならば、直ぐその一日前においてこういうバランス・オブ・パジエツトを崩すような交付公債を出すということについて適當でないと考える。その点について御答弁を願ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 先程申し上げましたように、一應産業設備償還法の損失は大体二十四億円とお認めを願つておつたのであります。こういう既成事実を考へまして、金融機関再建整備法に基きまして第二封鎖の切替を計算いたしましたのであります。(「運うよ」と呼ぶ者あり)それで、今回この法案を出して御審議を願つておる次第であります。(「そんな話はない」と呼ぶ者あり)金融機関の最近の利益状況とは、これは別個の問題であると考えております。尙二十四年度から本当の意味のバランス・オブ・パジエツトといふならば、一日のことじやないかと、明日にしてもいいじやないかという御意見のようではあります。今日を以て二十三年度も終りますので、昨日申し上げましたようなこういうあと腐れのものは、綺麗に洗い流して新しい年度を迎えたいという念願であります。

○木村福八郎君 只今あと腐れのないようにしたいと申されましたが、それはあと腐れが依然として残るのであつて、交付公債を出せばそれは政府債務が生じ、而もそれに対して金利負担というものが起つて來まして、これを國民が拂うといふあと腐れが残るわけでありまして、ただ交付公債を出さなければその負担は大体において金融機関、金融業者の負担であります。金融業者の負担を國民の負担に転嫁するといふことが、あと腐れをなくするということでありまして、交付公債を出したからといつて政府の負債は決して減るものではないのであります。その点大蔵大臣はどうお考えになつておりますか。

○國務大臣(池田勇人君) 從來、先程申し上げましたように補償するという建前にいたしておりました関係上、そういう約束をこの際果してしまひたい。そうしてこの交付公債を出しますことは、金融機関の問題でなしに、結局は預金者に(「うまいことを言うな」と呼ぶ者あり)行くものであります。

○木村福八郎君 それではもう一つお伺ひしますが、金融機関再建整備法と関連いたしました、金融機関再建整備におきましては、この産業設備償還法により、これをどの程度に打切ることになりましたか。

○説明員(神代謙忠君) お答えいたします。一般債務については、金融機関再建整備法においては一〇〇％返る。償還法においては一一％ということが確定基準になつております。

○木村福八郎君 そういたしますと、配付頂きました資料、産業設備償還の業務上の損失に対する政府補償等に関する法律案資料、この四ページを見ますと、將來の政府補償が債権者に及ぼす影響、こういう資料が出てきております。これによりまして、一般債務を一〇〇％打ち切り、社債を一％打ち切つたときの影響は八億であります。それだのになぜ十一億の補償をするのか、その点が明かでない。十一億の補償をした場合の資料としては、一般債務一

〇〇%で打ち切り、そうして社債二八%で打ち切る。こういう場合に十一億の損失が出て来る。その点はどうですか。

〇説明員(神代應忠君) 御説明申し上げます。先ず第一にその表は、私の方が一應どういふことになるかという計算をしただけの表でございまして、表の見方を先ず御説明申し上げますと、大體營團債について十一%、それから一般債券について百パーセント拂うのには八億四千万くらいあつたならば、いいのだらうという当時の計算でございまして、それだけあれば十分だ、従つて今度の法律案には十一億を限度として、その實際の数字を如何に決定するかというところは審査会において決定する、そう書いてございまして。

〇中西功君 大蔵大臣の答弁は、これは皆違つてゐるのです。二十一年度の二十四億の損失があつたから、それを補償するのだということを言つてゐる、とんでもない話です。今まで我が聞いた範圍では、そんなものではない。二十一年度にあつた損失を今日これで補償しようとしてゐるのではない、閉鎖機關ができて整理の過程で、實際に生れて來た損失が、先我々に渡された資料の中では大體十三億、こういう資料に基いて我々はやつてゐるのです。以前のようなことは全然問題にならない。第一点です。それから整理いたしました、今まで整理できま

せんでしたけれども、整理いたしましな。冗談じやないです、整理できていないのです。今までの手続きでやるならば、審査委員会というものがあつて、そうして損失を決定してやるのです。審査委員会もまだできていない

し、大體そういう審査委員会ができる根拠がない、だからこの法律で作ろうとしてゐるのじやないか、整理ができまじたら、ここで損失を一應拂つて貰うのだといううなわけじや絶対にならないのです。そういう説明から見ても、それは絶対整理ができていないわけですから、これは我々に出された資料から見ても、はつきりしてゐるのです。整理はできていない、それからまあ本當を言つと、法制的な問題についてはもつと沢山質問があるのですが、これは又後でもつとつかりやります、差当り大蔵大臣は自分の言つてゐることが間違つておるかどうか、その点ををはつきりしたいと思ひます。

〇大蔵大臣(池田勇人君) 二十四億は、各年度の總計をいたしまして二十四億円でございまして。今お話の通り今まで交付公債を出しましたものは十三億円で、後の十一億を御審議願つてゐるのであります。政府の段階は今まで申しました大體十一億を補償するという程度にまでいつて、これで打ち切りでございまして。

〇天田勝正君 どうも二十四億円の残りというところを、昨日以來政府から説明されるので、それが問題の元であります。それで私が無關係かどうかというところを追究して参りまして、これは無關係であるということに明らかになつたのですから、もうすでに残りというところは申されたくないのです。こつちは一億の十一億といつて新しく出て來た数字、その数字的な根拠を曾ての營團の契約の数字に基く、こういうことでありますから、どだいそれから推して申しますと、各契約等をすつと見て参りますと、必ずその金額に

は、以内となつてゐるのであります。従つて何も最高限であるべき二十四億をどうしても満たなければならぬといふ根拠は一つもないのであります。

その以内でやりさえすれば政府の仕事は十分なんでありまして、向うが、營團側が請求権を發動しなかつたといふことは、一億營團側の手落ちなんでありまして、これは誰にもそれに対してそれでは氣の毒であるとか、それでは金融機關の救済ができないとか、それに引續いて預金者の救済ができないとか、そういう余計な理窟は言う必要がないのであります。こゝういふことは今までの二十一年以後にございまして、曾ての民自内閣におきまして、その後の芦田内閣は片山内閣等においても、一遍も上げなかつたことを、こゝに新しく十一億補償する、而も幾多の面から、或いは災害復旧、その他そういう強烈な要求があるに拘らず、それに應じ切れないのに、かように要求のないうところへ政府が單獨で出しても、ろうという根拠が私共にとりして無理解ができないのでありますから、政治的な理由を伺つたわけでありまして、それに對して結局私共の納得の行くお答えは得られませんでした。そこでどうして一億清算の済むべき二十一年度、その後で二年以上経つてゐる今日、而も前の内閣でより上げなかつたことを新しくこゝに法律を作つてまで補償しなければならぬといふ理由を、伺いたないのであります。

〇國務大臣(池田勇人君) 私は政府といたしまして、産業設備營團の損失に對しまして、補償する道徳的義務があると考えまして、本法案を提出いたしましたのであります。

〇中西功君 この我々に出された資料の損失補償契約書(号)の二十年度分を見ますと、産業設備營團が昭和二十年以降二ヶ年間に損失を受けたときは、政府はその損失額の全額を補償する。但し政府の補償金總額は五億四千二百二十六万三千円以内とする、とはつきり書いてある。即ち二十年度分の業務については、こゝういふふうになつてゐる。これはずつと今まで十六年かからこゝういふふうになつてゐる。そして全額を補償する、但しこれ以内とする。而もその有効期間は二ヶ年、このように契約がちゃんとこゝうなつてゐるし、法律も出されてゐる。こゝういふ契約は終つてゐるわけでありまして。濟んでおるわけですから、それなのに先の話では、二十四億の内十一億拂つてゐるから補償するのだ。さういふふうなことは、これは法理的に見れば全然理窟にのりません。従つてまあ道徳的と言われるのも無理がない。併しさういふ道徳は恐らく通用しない道徳だと思ふ。

〇小川友三君 今大蔵大臣が道徳的義務があると見て本案を提出した。さうして我々は水害地の議員であるが、水害地に対する経費を今度削られるといふので、困つておりますが、この法案は道徳的義務でも認めるといふ場合に、水害地の経費を相当認める肚があらうですか、ちよつとお伺ひいたします。

〇國務大臣(池田勇人君) 水害につきましては、できるだけ多額の経費を計上すべく努力いたしております。

〇木内四郎君 念のために伺つて置きたいのですけれども、産業設備營團に對して昭和十六年から二十一年度まで二十四億を限り政府が補償するとい

う約束をしておつた。それをさういふように國庫の負担によつて、契約に基いて約束しておつた。そこで若しこれが閉鎖機關に指定されて、特殊清算が順調に進んでおつたならば、政府が二十四億までは補償しておらなければならぬのである。ところが産業設備營團の責に歸すべからざる事由によつて、これが遅れた。だからしてこれに對して尻拭いして、こゝに出さなければならぬといふふうな解釈しておられる御説明だと思ひますが、その点はどうですか。

〇國務大臣(池田勇人君) その通りでございまして。

〇中西功君 木内委員のお話の、二十四億は補償するといふ契約をしておつたといふことは、どこにも書いてない。全然書いてない、どこにも書いてないことは書いてない。契約書を見れば分ります。

〇説明員(田代一正君) 御答弁いたしました。今五億四千万円しか契約してないといふところ申されましたが、これは昭和二十年度の契約分でありまして、この契約書をすつと御覽になれば以前の十九年、十八年とすつとありまして、その年度の契約全部がその年度から昭和二十一年度までの業務により生じた損失について、何円々と明細になつておりました、トータルで二十四億円であります。こゝういふことではあります。この一つで補償契約ができてゐるのではありません。

〇天田勝正君 契約と關係はないことになつてゐるのに、又契約と……さういふことになつて來たら、理窟は一点から論議をしなければ駄目であるから、同じ観点に立つて一つ言ふのです

が、この契約書のトータルが成る程二十四億になつておるかも知れません。併し一つくを讀んで御覽なさい。みんな幾ら以内となつております。それは以下は幾らでも構わんと、國の方では最高は二十四億以上になつてはいけないうことを制限しておる、制限規定であります。これは制限以内には出せるが、この契約においても必ず五億四千二百二十六万以内と、こういうことであります。これは最高の図式の制限であります。これ以上出してはいけないうことでもあります。これ以内なら幾らでもいい、ですから以下の請求をして來て、その請求に基いて結局審査委員会が決定をする、こういうことになつております。従いまして請求のして來ないものは道義的な責任もなければ、道義的なあれもないわけでもあります。でありますから私はこれは全然無関係であるといふことを念を押しておるわけであります。仮にこの数字的な根拠だけをこれに取るとしても、何ら二十四億円出してやるといふ根拠はない。この点だけを一つはつきり申上げて置きます。

○政府委員(林修三君) 今のことで私から便宜お答えしますが、先程大蔵省の説明員が申上げましたように、産業設備営團に対して、損失補償契約をしたトータルが約二十四億円であります。今これを毎年度契約をいたしておりまして、毎年度において損失の起る大体予想をいたしまして、大体この程度の損失が生じたといふことを予想して、契約をしておるのでございまして、そこに詳しい数字が入つておるのも御覽下されば分りますように、大体その程度だといふことを予想をつけ

てこれは契約をしておつたわけでありす。大体その範囲内というものは、その範囲で幾らでもいいというだけの意味ではなくて、大体その程度の損失が起り得るであろうといふことを予想をして契約をしておるわけでありす。

○小川友三君 もう分つた、分つた。

○政府委員(林修三君) その点先程大蔵大臣の説明したことですが、昭和二十一年度において、設備営團が閉鎖機関に相成りました関係上、その後の整理が十分に進まなかつた関係上、二十一年度のあれに補償すべき損失補償の決定ができなかつたということが、先程大蔵大臣の申されたことだと思つてございす。

○波多野鼎君 議事進行について。産業設備営團の損失補償の問題は、我々議員として、尙審議すべきことが沢山残つております。十一億のこの補償をするといふようなことを、そうそう早急に決められない。國民がすでに重税に苦しんでおつて、疊を剥がれたり、乳母車を取られておる、そういうときに十一億の補償をして金融機關を救おうとかいふようなことを輕々に我々はやれない、又我々としては、理解し難いところが沢山ある、(その通り)と呼ぶ者あり)でありますから、今日の審議はこの程度で打ち切られて、改めて審議をやり直すといふことにして頂きたいと思ひます。すでに本会議も散会したそうでございますから、今日これはやる必要はないのであります。

○委員長(櫻内辰郎君) 波多野君の動議に賛成の方は御挙手を願ひます。

○委員長(櫻内辰郎君) 多数と認めま

す。それでは本日はこの程度で散会することにいたします。

午後六時三十五分散会
出席者は左の通り。

委員長 櫻内 辰郎君
理事 波多野 鼎君
黒田 英雄君
伊藤 保平君
九鬼 十郎君
天田 勝正君
玉屋 喜章君
西川 基五郎君
松嶋 喜作君
木内 四郎君
油井 賢太郎君
小宮 山常吉君
高橋 龍太郎君
中西 功君
川上 嘉君
木村 福八郎君
米倉 龍也君
小川 友三君

委員

國務大臣 池田 勇人君
大蔵大臣 田口 政五郎君
政府委員 大蔵政務次官 田口 政五郎君
大蔵事務官(主計局司計課長) 平井 平治君
大蔵事務官(主計局法規課長) 佐藤 一郎君
法務廳事務官(法制第一局長) 林 修三君
商工政務次官 有田 二郎君
運輸事務官(鐵道總局總務局長) 三木 正君

説明員

大蔵事務官(主税局國稅第一課勤務) 辻 克藏君
大蔵事務官(主税局國稅第二課勤務) 辻 克藏君

長) 山本 第一郎君
大蔵事務官(管理局閉鎖機關課長) 神代 護忠君
大蔵事務官(管理局閉鎖機關課勤務) 田代 一正君
商工事務官(貿易廳總務局貿易調査課長) 前島 敏夫君
商工事務官(貿易廳總務局資金課長) 稻益 繁君

三月三十一日本委員会に左の事件を付託された。
一、國有鐵道事業特別會計法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月三十日)